

唐後半期の藩鎮辟召制についての再検討

——淮南・浙西藩鎮における

幕職官の人的構成などを手がかりに——

渡 邊 孝

はじめに

I 唐後半期の官界における幕職官の位置とその制度的特質

II 淮南・浙西藩鎮における幕職官の人的構成

III 辟召におけるキャリアと「關節」

IV 藩鎮體制と在地「新興層」
おわりに

はじめに

従来、唐後半期における藩鎮幕職官の辟召制は、所謂「新興階級」の官僚機構進出の階梯としての役割を果たし、いわば「貴族制に對するアンチテーゼ」としての史的意味を擔ったものとして評價されて來た。それは徐々に唐朝「官僚貴族制」を蠶食して崩壊に追い込み、そのつまるところ「唐末五代を通じて何回となく繰り返された辟召の最後の段階の被辟召者層が宋の士大夫層」であつたという理解は、所謂「唐宋變革」論の視座からして、まことに魅力的なものに映ずる。しか

し、だとすれば藩鎮辟召制は、唐朝「官僚貴族制」に對して確實に遠心的方向に作用したと考えられるが、事實としては安史の亂以降、唐朝「官僚貴族制」の支配はなお一五〇年に亘つて續いたのであり——それは安史の亂に至る唐前半期に優に匹敵する——、近年ではむしろその持續性に注目し、かかる「持續」を可能にした政治・制度的枠組みに光を當てる研究も進められるようになってきた。⁽²⁾筆者もまた近年、藩鎮辟召制が當時の中央官制と有機的にリンクされ、幕職官はエリート・コースとも稱すべき普遍的昇達ルートの一環として位置づけられていたことなどを論じた。⁽³⁾小稿は、そこで得られた知見を踏まえた上で、その制度的内實についてより一層の解明を加えると同時に、果たして如何なる階層の者が幕職官として辟召されたのかを、當時の社會經濟の先進地帯であった淮南・浙西藩鎮における幕職官の人的構成などを手がかりとして檢證し、該時期における藩鎮辟召制の實相や歴史的意義について再検討を試みるものである。

I 唐後半期の官界における幕職官の位置とその制度的特質

最初に、唐後半期における藩鎮幕職官の實像について、前稿で明らかにし得た點を中心に、そこで紹介し得なかった史料も挙げつつ、簡単に振り返っておきたい。

まず確認すべきは、唐後半期の士人にとって藩鎮幕職官勤務は完全に常態と化しており、登龍門たる進士登第の後、「八偶」やそれに次ぐ校書郎や祕書正字といったエリート・ポストに釋褐した者が藩府の辟召に應じる例も少なくなかったという事實である。⁽⁵⁾代宗～僖宗朝における宰相就任者の藩鎮幕職官経験者は實に73%の高率に達する。⁽⁶⁾このようにエリート官僚、或はその豫備軍と呼び得る層が敢然と藩鎮の辟召に身を投じて行つた背景には、まずもって當時の慢性的ポスト不足による銓選の澁滞と、「循資格」の制による官途の迂遠があり、幕職入仕は、これを回避するバイパス・ルートとしての役割を果たしていたことが考えられる。そして、これに呼應するように、幕職官には様々な官制上の優遇規定が設けられていたのであった。

その一は、檢校・兼・試官の奏請と改轉に關するものである。元來が「令外」の存在である幕職官には律令官制上の地位を表示する肩書きとして檢校・兼・試の朝官（職事官）が付與された。⁽⁸⁾これは無論名目上の虚銜であるが、しかし形としては歴とした朝廷の職事官の肩書きを帯びることとなり、しかもあたかも正員の官と同様、⁽⁹⁾昇進やその後の官途に影響を及ぼす官資として通用した點に大きな意味があった。また、これら檢校・兼・試官は、府主である藩帥の奏請によって昇進可能であつた。いま墓誌史料より敢えて無名の官人を以てその一例を徴せば、以下の如くである。

進士高第、……太子正字に調補せらる。故鄂岳觀察使何公士幹、辟して推官と爲し、太常寺協律郎に改めらる。大理評事、兼監察御史、本道觀察支使を歴し、殿中侍御史に遷り、侍御史に轉ず。十數年間、磨管清靜たるは、亦た佐幕の功なり。⁽¹⁰⁾

『隋唐五代墓誌匯編（洛陽一二）』「鄭高墓誌」貞元二十一年（八〇五）

すなわち鄭高は十數年のうちに、鄂岳觀察使幕下の推官・觀察支使を勤めながら、太常寺協律郎↓大理評事↓兼監察御史↓殿中侍御史↓侍御史と、職事官の官資を順調に上昇させている。鄭高の場合、「十數年」で四遷と、ほぼ規定通りの昇遷ペースであつたが、⁽¹¹⁾實際にはかかる檢校・兼・試官の昇遷は、府主の奏請によって「超越」⁽¹²⁾的に行われることも稀ではなく、規定より短い期間で改轉されることもほとんど常態と化していたと覺しい。⁽¹²⁾また、鄭高の歴した檢校・兼・試官の主軸をなす御史臺の官は、周知の如く「清官」と目され、⁽¹³⁾官資として極めて重んじられる地位にあるものである。こうした幕職下における檢校・兼・試の官資は、その官人が（後述する冬薦などによって）朝廷の正員官に任命される場合、實際に勘案の対象とされたと考えられる。すなわちこれらの檢校・兼・試官は、官途の上においてはただの虚銜ではなく、實際上の效力をもっていたのである。幕職官には朝廷から見て地方監察の任務が含意されていたためか、一般に御史臺や大理寺系統の官が付與される例が極めて多いが、と同時に、これは幕職官に對する厚遇を示すためのものでもあつたろう。幕職官に與えられる檢校・兼・試官としての御史臺・大理寺以外に目につくのは、校書郎や正字、員外郎・郎中といった、やはりエリート・ポストに屬するものなのである。⁽¹⁴⁾こうした幕職官に對する厚遇の一背景には、恐らく六朝期の

「賓佐」のイメージの残像があったと思われる。河南副元帥李光弼が幕僚に「禮を盡くして答拜す」るのを見て吃驚した軍人あがりの淄青節度使田神功が、歸藩後判官の劉位に問いただした所、位は「判官は是れ幕賓なれば、使主、受拜の禮無し」と答えたため、神功は非禮を謝して一々幕僚に答拜して回ったといい（『封氏聞見記』九 遷善）、陝府錄事參軍裴潯は陝統觀察使李勉の宴會に招かれたがついに赴かず、翌朝勉の詰問に對し「中丞の使府、自ら賓僚有り。某は走吏なり。安んぞ之と同じうするを得んや」と答えたので、勉は謝罪の後あらためて「遽かに駕を命じて之を訪い、拜して置くに賓席に在らしめんことを請う」という（趙璘『因話錄』三）。いずれも幕職官の地位の高さを窺わせるに足ろう。

さてしかし、幕職官厚遇に藏せられたより重要な意義は、幕職と中央朝廷官職との間に恒常的なリクルート回路を確保し、幕職官を中央官僚機構に繋ぎ留めることにあったと考えられる。そして、それは幕職官に對する優遇規定のその二たる「冬薦」の制度に密接に關わるものであった。「冬薦」とは中書門下（宰相）に選任權がある八品以上常參官について、現任官に薦擧させるもので、德宗の貞元四〇九年（七八八～七九三）にかけて、薦擧の時期（冬季）、推薦資格を有する官の範圍、推薦の上限人數、被薦者に對する口頭試問と評定制度などが定められ、制度として確立されたものである⁽¹⁶⁾。この制度の重要なポイントは「諸道觀察使及び州府の長史」に薦擧の枠が與えられたことであり、これによって諸道觀察使すな

わち藩鎮使府下の幕職官を朝廷の正員官にリクルートする回路が制度的に確立されたことである。被薦者の評定と官の注擬に當たっては、當然各人の有する官資が大きく考慮された筈であり、この點、檢校・兼・試とはいえ清要な官資を保有する幕職官にとっては、極めて有利な制度であったと考えられる。かくして正史の列傳等に頻出する、藩府から「入朝して〇〇と爲る」——例えば「淮蔡・許昌・梓潼・興元四府を歴佐し、累奏されて兼監察御史たり。入朝して殿中と爲る」

（『舊唐書』一六三 王質傳）、「三たび諸侯の府を佐け、殿中侍御史を得、緋袋を賜はる。入朝して右補闕と爲る」（同一七 二 牛徽傳）、「王播・段文昌相ひ繼いで西蜀に鎮するに、商皆な職を佐けて記室と爲り、禮部員外郎に累改さる。入朝して工部員外郎と爲る」（同一七六 盧商傳）——といった記述には、冬薦制による入朝授官を指すケースがかなりあったで

あろうと考えられる。ここで注目すべきは、各人の「兼監察御史」「殿中侍御史」「禮部員外郎」といった、幕職時代の清要な檢校・兼・試官が、入朝後の「殿中(侍御史)」「右補闕」「工部員外郎」という、清要なる朝廷の正員官にそのまま接合していることである。⁽¹⁷⁾ 入朝前の帶銜が檢校・兼・試という點を除けば、これらの官歴はあの「八偶」乃至それに次ぐコースの上に見事に乗っているのである。これは前述のように幕職官が「賓僚」としての待遇を受けていたことや、幕職の中でも文筆を司る掌書記や觀察支使など「記室」の職は名譽あるポストと目されていたこと——李翱『卓異記』は盧簡能・簡辭・弘止・簡求四兄弟がそれぞれ夏州・河孟・昭義・鄂州において「皆な掌記に任ぜら」れたことを以て「按ずるに、使下の書記は必ず文學有りて時稱を得たる者を選びて之に任ず。盧簡能兄弟四人、並びに嘉選に當たる。時に亦た無比」と記す——からすれば、異とするには當たるまい。幕職の才彦は朝廷のエリート・ポストにこそリクルートされたのである。とすれば、

今の俊父は先ず征鎮に辟せられ、次いで朝廷に升る。故に幕府の選は臺閣を下ること一等にして、異日入りて大夫公卿と爲る者、十に八九たり。
(白居易『白氏長慶集』四九「溫堯卿等授官賜緋充滄景江陵判官制」)

是に由り方面の威權は益々重く、游宦の士は朝廷を以て閒地と爲し、幕府を謂ひて要津と爲すに至る。遷騰倏忽にして、坐して郎省に致ればなり。
(『唐語林』八 補遺)

の如く、幕職官がむしろ昇達の捷路と目されていることも決して故なしとしないのである。

次に幕職からの入朝とは逆のベクトル、すなわち見任の朝廷の正員官が藩府に辟召されるケースについても觸れておかねばならない。宰相や宰相候補と目される高級官僚の出鎮ともなれば、その辟を受けてパトロンとの私的コネクションを培うことは、將來豫想される宰相への返り咲きや入相の際の引薦をはじめとして、有形無形様々のメリットが期待されたことであろう。さればこそ、王起(藍田尉↓李德裕に辟され淮南節度掌書記。『舊唐書』一六四)、盧簡能(殿中侍御史↓牛僧孺に辟され山南東道觀察判官。同一六三)、柳公綽(吏部員外郎↓武元衡に辟され西川「判官」。⁽¹⁹⁾ 同一六五)、李石(兵部郎中↓令狐楚に辟

され太原節度副使。同(一七二)のように、畿尉や御史・郎官といったエリート・ポスト在任者が敢然と藩府の辟召に應じて行ったのであろう。見任の御史・郎官を辟召することについては度々禁令が出されているが、一向に効果はなかったようである。⁽²⁰⁾あまつさえ、宰相の出鎮の際には見任の朝官を辟召することが公認されていた上、⁽²¹⁾「故事、赤尉の相府に従ふは朱紱・殿中を得」(『金石萃編』一一七「孔紆墓誌」咸通十五年(八七四))といった文言を見れば、見任官が辟召された場合の檢校・兼・試官や賜服については、殆んど定例と稱すべき規定が出来上がっていたことが窺われる。これは「盧公(喬)大政を秉執して廟算に歸す。府君相幕の禮例を以て、合に優陞を得るべく、遂に太常寺協律郎に除せらる」(『匯編(洛陽一五)』「孫讓墓誌」年次不詳)とある府主人相時の舊幕職官(いわゆる故吏)引薦慣行「相幕の體例」なる表現と好一對をなすものであろう。かくして、

○李方玄…進士登第(寶曆二)↓祕書省校書郎↓「以協律郎爲江西觀察支〔衍〕使裴誼(大和四・七)觀察判官」↓「裴公移宣城(大和七)授大理評事・團練判官」↓「尚書馮公宿自兵部侍郎節鎮東川(大和九)開成元)以監察裏行爲觀察判官」↓「不一歲、御史府取爲眞御史」↓左補闕↓「丞相(李)固言以門下侍郎出鎮西蜀(開成二)會昌元)：以檢校禮部員外郎參節度軍謀事」↓「徵拜起居郎」(杜牧『樊川文集』八「唐故處州刺史李君墓誌銘并序」)

といった例が典型的に示すように、唐後半期における官人(特に進士登第、釋褐祕校から清要官に至るような上層官人)においては、幕職↓入朝↓幕職↓入朝の如く、いわばジグザグ・コースを辿りつつキャリアを上昇させて行くことが常態と化していたのである。

このような藩鎮幕職官のあり方は、一言でいうならば、それが中央官僚機構にしっかりと繋ぎ留められ、唐朝官僚制度全體の中に有機的に組み入れられたことを示しているよう。

今の諸侯、賓府に延して賢俊を禮するも、盡くは能く籌謀・縉組の事を備ふるに非ず。徒だ官秩・廩食に繋がる而已。藩方の有事に至りては、能く危を濟ひ難を紓める者有ること鮮し。

『匯編（洛陽一四）』『張信墓誌』大中四年（八五〇）

と記された墓誌の一文は、任地にあつて「官秩」と「廩食」、すなわち官資と俸祿にのみ腐心し、「藩方」ではなく中央に顔を向けた往事の幕職官の姿を、巧まずして寫し出していよう。また、『唐會要』御史臺條によれば、大曆十四年（七七九）と元和五年（八一〇）には諸道の節度・觀察使に判官一人を選んで郵驛を專知させる旨、發令されており、『唐會要』六一 御史臺中・館驛、大和四年（八三〇）には御史中丞魏謩の奏により、諸道州府の百姓の冤罪等の訴えに對しては「諸道觀察使幕中の判官」の「憲銜を帶する者」に推劾を委ねることが裁可されている（同六二 御史臺下・推事）。また李肇『唐國史補』下「用使下御史」條は、大朝會時に「監察御史の押班足らざれば、則ち使下御史の朝奏に因る者もて之を攝せし」めたと記す。⁽²²⁾ こうしたことからすると、藩鎮幕職官における憲官は、ただの虛銜ではなく、中央御史臺本來の任務とも臨機に結びつけられていたのである。こうなると、檢校・兼・試の官はただに肩書きや昇進の用途を示す「虛」銜と見えてさにあらず、場合に應じてこれを「實」任に充てる唐朝の官制運用は、むしろ巧妙とさえ評し得るのではあるまいか。⁽²³⁾

こうした入念ともいえる手續を経て、藩鎮幕職官と中央官僚機構の接合をはかった唐朝の、そこに藏された意圖は何であろうか。それは安史の亂の鬼子たる中央に對する強大な遠心力としての藩鎮を、内側から牽制することに他なるまい。幕職官の意識や志向が常に中央朝廷に向けられていたとすれば、それは藩鎮を中央の統制下に組み入れる「見えざる求心力」として作用したに違いない。それは例えば、有名な浙西の藩帥李錡の叛亂に際し、

（李）錡行なう所、多く法に循はず。（盧）坦毎に之と争うに、詞深切なれば、聽く者皆な之が爲め惧る。累ねて去るを求むるも得ず。凡そ錡の府に在ること七年、官改められず。錡の惡狀滋々大なれば、坦難に及ぶことを慮り、又た力を以て争ふ可きに非ざれば、遂に裴度・李約・李稜と與に繼いで以て罷去す。

（李翱『李文公集』一二「故東川節度使盧公坦傳」）

といった盧坦・裴度らの行動のように、或はいよいよ叛亂勃發の局面において「中使と與に頻りに之を諭して」錡に入朝

を促して殺害された判官王濬の行動のように、⁽²⁴⁾或は反亂の檄文を書くよう迫られながら「佯り惴れて管を戦はし紙を搖らせば、札に下すに皆な字たること能はず」という態を装って虎口を脱した李紳の行動のように、⁽²⁵⁾具體的な姿となってあらわれることになろう。⁽²⁶⁾一般に九世紀以降、河朔三鎮のような「反側の地」を除く「順地」の藩鎮は「官僚貴族的支配」のもとに組み込まれたと評されるが、⁽²⁷⁾それはただに藩帥の出自というのではなく、右の如く幕職官をも含む藩鎮権力の上層構造全體の問題として、その實相を把握すべきであろう。

さて、ここで幕職官と總稱される藩鎮幕下の職について、もう一つ確認しておくべきことがある。それは、使下の幕職には、前項で述べたような「幕賓」「賓僚」と稱されるような上級幕職官と、むしろ吏職的存在ともいえるべき下級幕職官の二系統の職制が、明らかな質的差異を以て併存していたことである。元來、藩鎮幕職官は令外の制であることもあってか、從來かかる職制の位相差については明確に指摘されて來ず、兩者を一括混同して扱うような傾向もまま見られる。例えば『新唐書』四九下 職官志は、節度使下の幕職として、副大使知節度事・行軍司馬・(節度)副使・判官・支使・掌書記・推官・巡官・衙推・同節度副使・館驛巡官・府法直院官・要籍・逐要・親事を列擧する。しかしこの記事は、同節度副使は加號に過ぎず、府法直院官は唐代の史料上ついぞその名を見ないなど、⁽²⁸⁾あまりに問題が多い上、巡官以上の上級幕職官と衙推以下の下級幕職官を同列に併置するという典型的弊に陥っている。⁽²⁹⁾上級幕職官、すなわち前項で見た如き中央官界と密接な相互交流回路をもつ「賓僚」とは、『唐會要』七八 諸使雜錄上、貞元十六年十二月の敕に、

諸道觀察・都團練・防禦及び支度營田・經略・招討等の使の、應に奏すべき副使・行軍〔司馬〕・判官・支使・參謀・掌書記・推官・巡官の、臺省の官を改轉するを請ふは、宜しく三週年以上にて改轉を與へよ。

とある如く、「臺省の官」の「改轉」についての規定が明記される範圍のものであり、⁽³⁰⁾或は同七九 諸使雜錄下、會昌五年九月の中書門下奏に「諸道判官の員額」として、次掲表1の如く、その員數が明示される範圍のものである。

史料上「從事」「判官」などと總稱されるのはかかる上級幕職官であり、唐朝朝廷はこの範圍の幕職官にいわば「臺省

表1 幕職の定員（『唐會要』七九 諸使雜錄下，會昌五年九月中書門下奏による）

觀察使クラス	5（舊6）	團練副使・判官・觀察判官・支使・推官
節度使クラス	6（舊8）	節度副使・判官・掌書記・推官・觀察判官・支使
幽州・淄青	7（舊9）	上記に＋盧龍節度推官〔幽州〕／押新羅渤海巡官〔淄青〕
淮南・河東	8	〃＋巡官＋營田判官〔淮南〕／留守判官〔河東〕
西川	8（舊12）	〃＋巡官＋雲南判官

の官」に準ずる官人としての處遇を與えていたと考えられる。汴州における韓愈（觀察推官）、淮南における杜牧（掌書記）、鄆州における李商隱（巡官）など、中晩唐の文學史上に名高い文人の幕職入仕も無論この範圍に屬するものであり、通常「幕職官」なる語でイメージされるのは、かかる上級幕職官の謂である。本稿もまたこれまで「幕職官」をかかる上級幕職官の謂として用いてきた。しかしながら、藩鎮幕下には、前掲のような檢校・兼・試官の改轉規定の條文にはついでぞその名が見えない、衙推・要籍・逐要、或は孔目官・驅使官・隨軍などの一群の職名が別個に存していたのである。こうした下級幕職官の實態については、あらためて詳考を要すべき問題であり、別稿に譲りたいが、これらの職はいわば「幕吏」とも稱すべき吏職的存在であったことは疑いない。例えば孔目官は、『通鑑』二二六 天寶十載二月條の胡注に「孔目官は衙前の吏職なり。唐世始めて此の名有り。凡そ使司の事、一孔一目、皆な其の手を経由するを須むるを言ふなり」といい、また劍南東川節度使となった柳仲郢の傳（『舊唐書』一六五）に「孔目吏邊章簡なる者あり。貨を以て近倖と交はり、前後の廉使、之を如何ともする無し」とある如く、しばしば「孔目吏」とも稱されるように、藩政の庶務部長ともいべき存在であった。⁽³²⁾而してそれは、『唐國史補』上に見える韓滉と劉元佐のエピソードに、

韓晉公、江東自り入觀す。……是の時、劉元佐、大梁に在り、倔強にして制し難し。滉、必ず朝覬を致さしめんと欲し、結びて兄弟と爲り、入りて其の親に拜す。車を駐むること三日、大いに金帛を出して賞勞すれば、一軍之が爲め傾動し、元佐敬伏す。乃ち人をして密かに滉を聽せしむ。滉、夜孔目吏に問ふて曰く「今日費やす所多少ぞ」と。詰責すること頗る細なり。元佐笑ひて之を鄙しむ。

とある如く、經理の細部について詰責されるような存在だったのであり、「幕賓」として使主と抗禮する文筆系上級幕職官とは、明らかに異質な範疇に属していた。要籍・逐要など他の職掌については後節に譲るが、いずれにせよ吏職的存在であったことは疑いなく、藩政機構における下級幕職官の地位は、「官」(流内)たる上級幕職官に對して、むしろ「吏」(流外)に近いものであったと考えられる。かかる點については、後節であらためて論及したい。

II 淮南・浙西藩鎮における幕職官の人的構成

さて、話を藩鎮辟召制の問題に戻せば、從來「貴族制に對するアンチテーゼ」「新興層の官界進出の階梯」という文脈において、或は牛李の黨争における「ピラミッド型黨派」という文脈において語られて來た藩鎮幕職官とは、専ら中央官界と相互交流回路を保持する上級幕職官の謂であつたと考えられる。しかしながら、前節で見たように、幕職官が中央官界と密接にリンクされ、むしろその昇達の回路として位置づけられ、「幕賓」たるその地位も決して低くはなかつたとすると、所謂在地の「新興層」がたやすくこれに辟召され得るものであつたかは、あらためて検討を要する問題とならう。あまつさえ、前掲表1に見るように、上級幕職官の定員はさなきだに多くはなかつた上、⁽³³⁾

令狐楚……弱冠にして進士に應じ、貞元七年登第す。桂管觀察使王拱其の才を愛し、禮を以て辟召せんと欲するも、楚の從はざるを懼る。乃ち先に聞奏して後ち聘を致す。
 (『舊唐書』一七二 令狐楚傳)

羅讓、父憂に丁る。喪服既に除かるるも尙ほ麻衣茹荼し、四方の辟に從はざること十年たり。李鄴淮南節度と爲るに、其の家に就きて拜して從事たらんことを請ひ、監察御史に除せらる。
 (宋本『冊府元龜』七二九 幕府部・辟署四)⁽³⁴⁾

とある如く、藩帥たる者、天下の僞才・名士をこそ聘して藩府の聲望を高からしめんものと腐心していたのである。⁽³⁴⁾而して著名の才彦を多く幕下に抱えることが出来れば、「幕府皆な一時の高選」と稱された浙西・李栖筠の幕を皮切りに、『新唐書』二二〇 裴胄傳、「其の擇ぶ所の從事、多く名流を得、……幕中の士、後ち多く顯達」したという宣歙・崔衍の幕

『舊唐書』一八八 崔衍傳)、「開府一時の選を極む」と稱された西川・武元衡の幕(同一五八 武元衡傳)、辟する所「皆な一代の名流、其の與にする所を視て人士之を重ん」じたという宣歙・王質の幕(同一六三 王質傳)、宰相が縁者を幕職に請託したのを拒否して「故に其の僚佐……當時の選を極む」と稱された江西・沈傳師の幕(『新唐書』一三二 沈傳師傳)等々、「盛府」の名を天下に博して、よく府主の面目を施したのである。

さて、このような幕職官(以下、特にことわりのない限り「幕職官」とは前述の上級幕職官を指す)に、果たして在地「新興層」が食い込み得るものであったかどうか、この問題に迫るには、一藩の幕職官在任者を可能な限りピックアップし、その人的構成を吟味することが、さしあたり取りうる手段であろう。そして、その事例として最も適合的と考えられるのは、農業生産・流通經濟兩面での最先進地帯として、唐朝財政の背骨を擔った「重賦の地」すなわち江淮の藩鎮となろう。かねて指摘される如く、そこには「地主・富商・土豪」といった在地有力者層の簇生が見られ、彼らが「影占」などを通じて藩鎮權力機構への食い込みをも圖っていたことが知られるからである。⁽³⁶⁾こうしたことから本節では、江淮を代表する藩鎮である淮南節度使と浙西觀察使を取り上げて、その幕職官の人的構成を分析することとした。なお、淮南は節度使クラスの藩鎮(しかも西川や河東と並んで「宰相回翔の地」と稱される重鎮)⁽³⁷⁾、浙西は觀察使クラスの藩鎮であり、かかる藩鎮の格式の差が辟召される幕職官の階層にも反映されるのか、この點も兩鎮を選んだ理由の一である。

次に分析の方法であるが、まず幕職就任者については、戴偉華氏の勞作に加え、正史・文集・地方志・墓誌類から可能な限りピックアップに努めた。対象とする時期は、安史の亂後の藩の成立時より、黃巢の亂によって唐朝中央政權が崩壊する廣明元年(八八〇)頃までとした。こうして抽出した淮南・浙西兩藩の幕職就任者について、さらにその「出自」

「出身」を調べて一覽データとしたものが、次頁以下に掲げた『淮南藩鎮幕職官在任者一覽表』『浙西藩鎮幕職官在任者一覽表』である。ここにいう「出自」「出身」とは、以下のような區分によっている。表中の記號等も含め、以下簡単に説明する。

淮南藩鎮幕職官在任者一覽表 (756~879)

藩帥	在任	No.	姓 名	幕職名	出身地城 道・州・県	出 身 郡望	仕官手段・登科状況	史 料	出 典
李成式	756	1	裴 茂	判官	？ ？	◎ 河東 太・廣・S	庶	114 144 71上	
		2	蕭 麟士	掌書記	淮南揚州？	◎ 蘭陵 太・北・S	▲開元23	190 202	英668
		3	蕭 直	行軍司馬	？ ？	◎ 蘭陵 太・北・S	△開元28	— 71下	唐陵11
		4	張 一	？	？ ？	？ ？	？	— 71下	韓150
高 適	761~762	5	李 冀	判官	？ ？	◎ 隴西 太・廣・S	庶？	— 72上	英627
		6	權 啓	判官	隴右秦州略陽	○ 天水 太・廣・S	▲天寶7	148 194 75下	
鄭果山	762~763	7	關 播	？	河北衛州汲	× (河東) 一	▲天寶15	130 151 75下	
		8	韓 混	？	關内京兆長安	○ 昌黎 (姓)	庶	129 126 73上	
		9	崔 融	行軍司馬	河北定州安喜	◎ 博陵 廣・S	庶？	— 72下	吳興14
崔 圓	763~768	10	李 承	判官	河北趙州高邑	◎ 趙郡 太・廣・北・S	△一	115 143 72上	
		11	盧 晉	節度判官	河東河中虞鄉	× (河東) 一	△一	145 151 75下	韓集8
		12	張萬福	節度副使	河北魏州元城	× 一	軍	152 170	—
		13	殷 寅	判官	河南陳州長平	○ 陳郡 廣	▲天寶4	— 202	岑集4
		14	韋 價 (頤)	行軍司馬	關内京兆？	◎ 京兆 太・廣	庶？	— 74上	英389・姓四校2
		15	史 一	？	？ ？	？ ？	？	— 75上	岑集5
		16	郭 一	參謀	？ ？	？ ？	？	— 75上	韓149
		17	蔣 晃	？	江南常州義興	○ 晉陵 S	庶？	— 75上	英720・唐陵16
		18	李 翰	掌書記	河北趙州寶鼎？	◎ 趙郡 太・廣・北・S	▲一	190 203 72上	英703
		19	薛 弁	？	？ ？	◎ 河東 太・廣・S？	？	— 73下	唐陵16
		20	李翰臣	掌書記？	河北趙州寶鼎？	◎ 趙郡 太・廣・北・S	▲一	190 203 72上	韓73
章元元	768~771	21	王 一	行軍司馬	？ ？	？ ？	？	— 73下	韓73
		22	杜 佑	？	關内京兆萬年	◎ 京兆 太・廣・S	庶	147 166 72上	
陳少遊	772~784	23	房 廣復	判官	河南河南河南	○ 河南 廣・S	庶？	111 139 71下	舊126
		24	裴 曹	觀察判官・行軍司馬	河南河南？	◎ 河東 太・廣・S	△一	122 130 71上	
		25	劉太真	節度判官	河南宜州	○ 宜城 廣	▲天寶13	137 203	文538
		26	關播Ⅱ	判官	河北衛州汲	× (河東) 一	▲天寶15	130 151 75下	
		27	盧 寧	？	河北幽州？	◎ 范陽 廣・北・S	韓	140 147 73上	
		28	陸 質	？	江南蘇州	◎ 吳郡 太・廣・北・S	韓	189 202	—
		29	趙 區	節度判官	河東河中	× (天水) 一	庶？	— 200	柳集9
		30	呂 渭	參謀・觀察判官	河東河中	○ 河東 太	▲一	137 160	盧錫洛陽12
		31	崔 嗣	判官	關内京兆？	◎ 博陵 廣・S	？	— 72下	舊126
		32	盧 述	參謀	？ ？	？ ？	？	— 72下	舊126
		33	趙 旆	巡官	？ ？	？ ？	？	— 72下	舊126
		34	許子璵 (璵)	判官	？ ？	× (安陵) 一	庶？	— 73上	舊126
杜 亞	784~788	35	梁 肅	掌書記	河南河南陸渾	○ 安定 太・廣・S	▼韓中1	— 202	英944
		36	元 洪	？	？ ？	◎ 河南 廣	？	— 75下	英726
		37	張 凡	？	？ ？	？ ？	▲一	— 75下	英726
		38	韋 寧	？	關内京兆萬年	◎ 京兆 太・廣	庶	140 158	僅集23
		39	張弘緒	？	河東河中靖氏	○ 范陽 廣・S	庶	129 127 72下	
杜 佑	789~803	40	韋寧Ⅱ	？	關内京兆萬年	◎ 京兆 太・廣	庶	140 158	僅集23
		41	劉萬錫	掌書記	河南河南？	○ 河南 廣	▲貞元9	160 168	劉集39
		42	劉伯齒	節度判官	河南河南伊闕	× (廣平) 一	▲一	— 160 71上	
		43	賈 常	參謀	關内京兆金城	◎ 扶風 太・廣・S	▲大曆14	155 175 71下	
		44	裴 臨	？	？ ？	◎ 河東 太・廣・S	▲永泰2	— 71上	韓271
		45	侯平仲	掌書記	隴右涼州	○ 武威 廣	▲一	153 162	—
		46	南宮偉	判官	？ ？	？ ？	？	— 73上	舊147
		47	李 亞	判官	？ ？	？ ？	？	— 73上	舊147
		48	鄭元均	判官	河南鄭州？	◎ 滎陽 太・廣・北・S	▲韓中2	— 73上	舊147・柳集12
		49	豆盧瑑	掌書記	？ ？	？ ？	▲一	— 73上	盧錫洛陽12
		50	摩 一	參謀	？ ？	？ ？	？	— 73上	韓359
		51	路 應	行軍司馬	關内京兆三原	○ 陽平 廣	▲一	— 138 75下	韓集26・劉集11
		52	王 鐸	節度副使・行軍司馬	江南？	× 一	軍	151 170	—
		53	穆 寅	？	河南懷州河南	○ 河南 太・北・S	▲貞元8	155 163	英783
王 鐸	803~808	54	薛 泰	行軍司馬	河東河中？	◎ 河東 太・廣・S？	庶	— 73下	劉集3
		55	張士陵	參謀	關内涇州	○ 安定 廣	▼大曆5	— 73下	盧錫洛陽13
李吉甫	808~810	56	孔 殷	節度判官	河北冀州下博	○ 魯國 太・北・S	▲一	154 163 75下	
		57	韓同慈	？	？ ？	？ ？	？	— 75上	文479
		58	崔國棟	？	？ ？	？ ？	？	— 75上	文479
		59	王 起	掌書記	？ ？	◎ 太原 太・廣・S	▲貞元14▼元和3	164 167 72中	
		60	張 一	？	？ ？	？ ？	？	— 75上	紀事55
李 鄴	810~817	61	韓 讓	？	江南趙州會稽	× 一	▲貞元17▼元和1	188 197	—
		62	王 質	參謀	河東并州祁	◎ 太原 太・廣・S	▲元和6	163 164	劉集3
		63	崔 戎	？	河北深州安平	◎ 博陵 廣・S	△一	162 159 72下	
		64	李公佐	？	關内京兆長安？	◎ 隴西 太・廣・S	庶？	— 70上	廣記343
		65	韋 署	巡官	關内京兆	◎ 京兆 太・廣	？	— 74上	盧錫江蘇

衛文公	817~818	66	鹿戎Ⅱ	?	河北	深州安平	◎	博陵	廣·S	△—	162	159	72下	
李夷簡	818~822	67	韋弘景	節度副使	關內	京兆	◎	京兆	太·廣	▲貞元-	157	116	74上	
		68	臯南浦	?	江南	睦州新安	×	—	—	▲元和1	—	176	—	
		69	宋申錫	?	?	?	×	(廣平)	—	—	167	152	75上	韓487
		70	顏 颯	營田副使	?	?	○?	琅邪	太·廣·北·S	?	—	—	—	赤城8
		71	張又新	?	河北	深州陸渾	×	(崋山)	—	▲元和9	149	175	—	才校6
王 澄	822~827	72	鄭 一	?	?	?	?	—	—	—	—	—	—	廣記84
段文舉	827~830	73	李德脩	行軍司馬	河北	衛州	◎	趙郡	太·廣·北·S	陸?	—	146	72上	貞興14
		74	陸 暢	觀察判官	江南	蘇州	◎	吳郡	太·廣·北·S	▲元和1	—	—	—	劉集28·英639
		75	李 同	軍書記	關內	京兆長安	◎	醴陵	太·廣·S	▲長慶1▼長慶1	173	131	70上	千唐1037
崔 從	830~832	76	皇甫曙	行軍司馬?	?	?	—	—	—	▲元和11	—	—	—	韓556·廣記155
牛僧孺	832~837	77	杜 牧	軍書記	關內	京兆萬年	◎	京兆	太·廣·S	▲大和2▼大和2	147	166	72上	樊川10
		78	韓 愈	判官	?	?	×	(廣陵)	—	—	—	—	—	樊川4
		79	張 翥	節度副使	?	?	?	—	—	—	—	—	—	新180
李德裕	837~840	80	劉三直	?	江南	潤州句容	○	丹陵	廣	▲—	177	183	71上	
		81	杜 顥	觀察支使	關內	京兆萬年	◎	京兆	太·廣·S	▲大和6	—	—	72上	樊川9
		82	陳隋古	節度推官	關內	京兆?	×	(鞏川)	—	—	—	—	—	崔瑋洛陽13
王 維 Ⅱ	840~842	83	魏 綽	觀察推官	?	?	?	—	—	—	—	—	—	舊18下·173
		84	李公佐Ⅱ	?	關內	京兆長安	◎?	隴西	太·廣·S	陸?	—	70上	—	舊18下
		85	元 綽	推官	?	?	◎	河南	廣·S	?	—	75下	—	舊18下
		86	袁 洪	推官	?	?	?	—	—	?	—	—	—	舊18下
		87	翁 恭	推官	?	?	?	—	—	?	—	—	—	舊18下
		88	賈 俸	?	?	?	?	—	—	▲貞元21	—	—	—	金華上
		89	鄭不疑	?	?	?	?	(南陽)	—	▲	—	—	—	廣記372·蘇林4
杜 拯 Ⅰ	842~844	90	楊 收	節度推官	關內	同州馮翊	◎	弘農	太·廣·北·S	▲會昌1	177	184	71下	
崔 鄭	847~849	91	薛証(18) 証	節度副使	河東	河中寶鼎	◎	河東	太·廣·S?	陸?	—	73下	—	英412
		92	王 選	軍書記	河北	懷州平昌	○	平昌	廣·S	▲會昌5	—	—	—	紀事54
杜 拯 Ⅱ	853~855	93	畢 誠	?	河南	鄭州須昌	○	東平	太·北	▲大和6	177	183	75下	
		94	楊 巖	?	關內	同州馮翊	◎	弘農	太·廣·北·S	▲會昌1	177	184	71下	
		95	李 緯	觀察支使	?	?	?	—	—	—	—	—	—	崔瑋洛陽14
		96	李 憲(仁?)	?	淮南	廬州合肥?	?	(趙郡)	—	▲長慶4	—	72上	—	韓535
崔 鉉	855~862	97	王 綬	節度判官·副使	河東	并州晉陽	◎	太原	太·廣·S	△大和9▲大中1	165	143	72中	司空?
		98	楊紹Ⅱ	觀察支使	關內	同州馮翊	◎	弘農	太·廣·北·S	▲會昌1	177	184	71下	
		99	孔 緯	觀察支使	河北	冀州下博	◎	魯國	太·北·S	—	179	163	75下	
		100	路 雍	觀察支使	河北	魏州冠氏	○	陽平	廣	▲—	177	184	75下	王泉
		101	崔 璠	?	河北	深州安平	◎	博陵	廣·S	▲—	159	72下	—	蘇林7
		102	崔 珪	?	?	?	◎	清河	太·廣·S	▲大中-	—	72下	—	廣言11
		103	袁 充	節度副使	?	?	?	—	—	?	—	—	—	廣言11
		104	崔 澹	?	河北	深州安平	◎	博陵	廣·S	▲大中13	—	72下	—	金華上
令狐綯	862~866	105	王 徽	軍書記	關內	京兆	○	京兆	廣	▲大中11	178	185	72中	
		106	班 蒙	觀察支使	?	?	?	—	—	—	—	—	—	廣記174
		107	鄭 敢	?	河南	鄭州	◎	蔡陽	太·廣·北·S	▲會昌2	178	185	75上	元龜729
		108	馬 舉	行軍司馬	?	?	?	—	—	—	—	—	—	廣記224
馬 舉	869~870	109	孫 曉	觀察支使	?	?	○	懷安	太·北·S	?	—	—	—	千唐1186
		110	韋昭度	節度判官	關內	京兆	◎	京兆	太·廣	▲咸通8	179	185	74上	南韶己
李 蔚	870~874	111	裴度餘	?	?	?	?	—	—	?	—	—	—	德宣13
		112	盧 澄	?	?	?	?	—	—	?	—	—	—	蘇林7
		113	李 一	?	?	?	?	—	—	?	—	—	—	甲乙
		114	羅 隱	?	江南	杭州錢塘	×	—	—	辟	181	—	—	才校9
劉 鄩	874~879	115	張 緯	?	山南	鄭州	○	南陽	太·廣·北·S	陸?	162	—	—	
		116	楊 蒙	?	河南	懷州弘農	◎	弘農	太·廣·北·S	▲—	—	71下	—	唐言9·崔瑋洛陽14
		117	杜應祥	節度判官	關內	京兆萬年	◎	京兆	太·廣·S	陸?	—	72上	—	蘇林7
		118	許 崇	節度巡官	江南	宣州涇	×	—	—	▲咸通12	—	—	—	蘇林7
		119	劉崇龜	?	河南	滑州許	○	河南	廣	▲咸通6	179	90	71上	蘇林7
		120	杜應能	軍書記	關內	京兆	◎	京兆	太·廣·S	▲咸通14	177	96	72上	
		121	陸 勣	?	江南	蘇州吳	◎	吳郡	太·廣·北·S	陸?	162	159	—	韓590
不 詳		122	陸師德	觀察支使	河南	陳州	◎	吳郡	太·廣·北·S	陸?	179	—	73下	
		123	鄭(寶) 寶	軍書記	江南	蘇州?	×	—	—	▲乾符4	—	—	—	
		124	岑 定	節度判官	山南	鄆州棗陽	○	南陽	S	陸?	—	74下	—	廣記351
		125	朱 瑄	?	江南	蘇州丹陽?	○	吳郡	太·廣·北·S	?	—	—	—	崔瑋洛陽13
		126	李龜古	?	關內	京兆長安	◎	醴陵	太·廣·S	陸	131	80	70下	崔瑋洛陽13
		127	張運金	節度副使	?	?	×	(滑州)	—	—	—	—	—	崔瑋北大2
		128	袁 許	節度副使	?	?	◎	陳郡	廣	陸?	—	74下	—	姓四校4
		129	侯 俊	?	?	?	◎	東海	廣·S	?	—	75下	—	姓四校2
		130	盧 約	?	?	?	◎?	范陽	廣·北·S	?	—	—	—	金續11
		131	沈師黃	營田巡官	江南	湖州武興	○	吳興	太·廣·S	▲開成-	—	—	—	千唐1125

浙西藩鎮幕職官在任者一覽表 (756~879)

藩帥	在任	No.	姓 名	幕職名	出身地域	出 自	仕官手段・登科状況	史 料	出 典		
					道	郡望		舊傳	新傳	新纂	その他
鄭元之	758	1	張從師	?	?	吳郡	太・廣・北・S	▲	—	—	毘陵11
顏真卿	758~760	2	權 皋	行軍司馬	關右 秦州略陽	○ 天水	太・廣・S	▲天寶7	148	194	75下
		3	戎 昱	?	山南 荊州	○ 江陵	S	▲?—	—	—	才校3
		4	李 尋	節度副使	河北 趙州?	◎ 趙郡?	太・廣・北・S	▼—	—	194—	真典金右3
侯令儀	760	5	韋 價	節度觀察副使	關内 京兆?	◎ 京兆	太・廣	隆?	—	74上	嘉定録江14
李廣琛	761~765	6	劉 一	?	?	?	—	?	—	—	持
		7	李藏用	節度副使	?	?	?	—	—	—	通222
韋元甫	765~768	8	杜 祐	?	關内 京兆萬年	◎ 京兆	太・廣・S	隆	147	166	72上
		9	李嘉祐	判官	河北 趙州	◎ 趙郡	太・廣・北・S	▲天寶7	—	—	持206・249
		10	王 國	?	?	?	—	?	—	—	英863
		11	陸 迅	?	?	?	—	?	—	—	英863
		12	張 象	?	?	?	—	?	—	—	英863
李栖筠	768~772	13	裴 胄	觀察支使	河南 河南?	◎ 河東	太・廣・S	△—	122	130	71上
		14	許鴻璉	觀察判官	關内 京兆長安	× (晉陵)	—	隆?	—	—	舊122・新130
		15	崔 遠	判官	河北 深州安平	◎ 博陵	廣・S	隆	130	150	72下
		16	朱自勉	?	?	?	—	?	—	—	粹21
		17	盧東美	?	?	◎ 范陽	廣・北・S	隆	—	73上	韓集24
		18	郭半庸	?	河東 汾州介休	○ 太原	太・廣	—	—	—	盧編河南
李 涵	772~776	19	呂 渭	觀察支使	河東 河中	○ 河東	太・廣	▲—	137	160	—
		20	袁 高	觀察判官	河北 滄州東光	× (樂陵)	▲—	153	120	74下	顏集7
		21	褚 沖	?	江南 湖州長城	×	—	?	—	—	真典16
		22	房 式	副丹陽軍使	河南 河南	○ 河南	廣・S	▲—	111	139	71下
韓 滉	778~781	23	何士幹	判官	淮南 廬州?	○ 廬江	廣・S	▲永泰2	—	—	70上
		24	李 倫	?	?	◎ (隴西)	—	?	—	—	盧編河南
		25	元友直	判官	河南 河南?	◎ 河南	廣・S	▼隆中1	—	—	英973
		26	顧 況	參謀・判官	江南 蘇州海鹽	◎ 吳郡	太・廣・北・S	▲至德2	130—	—	英41・705
		27	裴 福	?	?	◎ 河東	太・廣・S	▲永泰2	—	71上	持217
		28	陸景深	轉運副使	江南 蘇州吳	◎ 吳郡	太・廣・北・S	隆?	145	151	73下
		29	嚴 嵩	巡官	?	?	—	隆?	—	—	名鑑10
		30	李士舉	觀察判官	?	?	—	隆?	—	—	英803
		31	房式立	觀察支使	河南 河南	○ 河南	廣・S	▲—	111	139	71下
		32	張 季	?	?	○ 清河	太・廣・北・S	—	—	72下	元集4
		33	劉 結	?	河南 河南?	◎ 河南	廣	隆	—	—	劉集39
		34	李季真	節度判官	關内 京兆長安	◎ 隴西	太・廣・S	隆?	—	70上	文618
		35	殷 一	節度推官	關内 洛州?	◎ 陳留	廣	▲?—	—	—	盧編江蘇
		36	姚南仲	推官→支使	關内 華州下邳	○ 吳興	太・廣・北・S	▼乾元2	153	162	74下
		37	賈 畧	節度支度判官	?	◎ 河南	太・廣	隆?	—	71下	金補9
		38	房履復	?	河南 河南	○ 河南	太・廣	▲—	111	139	71下
		39	韋遜平	?	關内 京兆萬年	◎ 京兆	太・廣	隆?	135	167	—
		40	崔 遠	推官	?	◎ 博陵	廣・S	隆?	—	—	韓集24
王 緯	782~786	41	劉緒立	?	河南 河南?	◎ 河南?	隆	隆	—	—	劉集39
		42	李士舉立	觀察判官	?	?	—	隆	—	—	英803
		43	杜式方	?	關内 京兆萬年	◎ 京兆	太・廣・S	隆	147	166	72上
		44	盧 坦	轉運判官	河南 河南洛陽	◎ 范陽	廣・北・S	隆?	153	159	73上
		45	丘 丹	?	江南 湖州吳興?	◎ 吳興	太・廣・S	?	—	—	李文12
李 綽	788~807	46	盧坦立	?	河南 河南洛陽	◎ 范陽	廣・北・S	隆?	153	159	73上
		47	裴 度	?	河東 蒲州聞喜	◎ 河東	太・廣・S	▲貞元5▼貞元10	170	173	71上
		48	李 約	?	關内 京兆長安	◎ 隴西	太・廣・S	隆?	—	70下	通236・才校6
		49	李 棣	?	?	◎ (隴西)	—	?	—	—	李文12
		50	權孟容	副使	河北 冀州信都	× (河南)	—	隆(▲か?)	162	160	—
		51	權 抗	?	山南 鄭州緱	◎ 南陽	太・廣・北・S	▲—	—	73下	因結2
		52	李 紳	筆書記	江南 潤州無錫	◎ 趙郡	太・廣・北・S	▲元和1	173	181	72上
		53	王 南	判官	?	?	—	?	—	—	英795
		54	許 殷	?	?	?	—	?	—	—	舊112・真典18
		55	吳 丹	節度判官	江南 常州晉陵?	×	—	▲貞元16	—	—	白集69
		56	張 登	?	山南 鄂州	◎ 南陽?	太・廣・北・S	▼—	—	—	韓集33・才校6
李元素	807~808	57	李紳立	?	江南 潤州無錫	◎ 趙郡	太・廣・北・S	▲元和1	173	181	72上
韓 皋	808~810	58	賈 庠	節度副使	關内 京兆金城	◎ 扶風	太・廣・S	隆?	155	175	71下
		59	袁德師	?	河北 滄州東光	× (樂陵)	—	隆?	—	—	廣記260
薛 平	810~815	60	馮 定	?	江南 揚州東陽	×	—	▲貞元18	168	177	—
		61	李 位	都團練副使	關内 京兆長安	◎ 隴西	太・廣・S	△—	—	70下	劉集10
		62	王師師	觀察判官	?	?	—	—	—	—	寶刻15
賈島直	819~822	63	李 崧	都團練判官	關内 京兆長安	◎ 隴西	太・廣・S	▲元和6	—	70上	千唐1052
李地祐	822~825	64	劉三復	筆書記	江南 潤州句容	○ 丹陵	廣	▲—	177	183	71上
		65	鄭 亞	?	河南 鄭州	◎ 蔡陽	太・廣・北・S	▲元和15▼大和2	178	185	75上

		66	段成式	?	山南	荊州	×	(齊郡)	—	盛	167	89	75下	西魏續4
		67	李璣II	〇	關西	京兆長安	◎	龐西	太・廣・S	▲元和6	—	—	70上	千唐1052
王 璿	832-834	68	邢 章	〇	河北	瀛州?	〇	河間	廣・北・S	▲大和3	—	—	—	斐18
		69	韋齊休	〇	—	—	?	—	—	▲—	—	—	—	廣記348
李德裕II	834-835	70	劉三復II	?	江南	潤州句容	〇	丹陵	廣	▲—	177	183	71上	劉集28
李德裕III	838-837	71	杜 頤	〇	關内	京兆萬年	◎	京兆	太・廣・S	▲大和6	—	—	72上	樊川16
		72	陳 一	?	?	?	?	—	—	?	—	—	—	持475
路 隨	835	73	李敬彝	?	?	?	◎	龐西	太・廣・S	△元和—	—	—	—	新179・千唐1122
盧 商	837-840	74	邢章II	?	河北	瀛州?	〇	河間	廣・北・S	▲大和3	—	—	—	樊川8
		75	李璣(潘)	?	河北	衡州	◎	趙郡	太・廣・北・S	盛?	174	180	72上	羅編洛陽14
		76	楊 發	?	關内	同州馮翊	◎	弘農	太・廣・北・S	▲大和4	177	184	71下	—
盧簡辭	842-845	77	孟 遷	〇	河北	德州平昌	〇	平昌	廣・S	▲會昌5	—	—	—	記事54
鄭 朗	848-851	78	楊 頤	?	關内	同州馮翊	◎	弘農	太・廣・北・S	▲開成5	177	184	71下	—
		79	鄭 言	〇	—	—	◎	蔡縣	太・廣・北・S	▲會昌4	—	—	75上	吳興18
		80	鄭 誦	〇	關内	京兆長安	◎	蔡縣	太・廣・北・S	▲—	—	—	—	樊川19・千唐1130
		81	皇甫鈇	〇	—	—	?	—	—	—	—	—	—	樊川17
		82	孫 頤	?	河東	潞州步	〇	樂安	太・廣・S	▲—	—	—	—	千唐1113
崔慎出	855-856	83	杜 尉	?	關内	京兆長安?	◎	京兆	太・廣・S	▲—	177	—	72上	東觀中
		84	王 凝	?	河東	并州晉陽	◎	太原	太・廣・S	△大和9▲大中1	165	143	72中	司空?
		85	于 珪	?	關内	京兆高陵	◎	河南	廣	▲大中3	149	104	72下	千唐1164
蕭 真	856-858	86	孫 頤	〇	河東	潞州步	〇	樂安	太・廣・S	▲大中3	—	—	73下	羅編洛陽14
辛 球	859	87	孫頤II	?	河東	潞州步	〇	樂安	太・廣・S	▲大中3	—	—	73下	羅編洛陽14
鄭處勝	859-861	88	孫頤III	?	河東	潞州步	〇	樂安	太・廣・S	▲大中3	—	—	73下	羅編洛陽14
鄭 玘	861-862	89	孫頤IV	〇	河東	潞州步	〇	樂安	太・廣・S	▲大中3	—	—	73下	羅編洛陽14
杜善權	863-869	90	令狐淮	〇	河東	并州?	〇	燉煌	廣	▲—	—	—	75下	羅編洛陽14
唐 隱	874-876	91	張 維	?	山南	鄭州	〇	南陽	太・廣・北・S	盛?	162	—	—	—
		92	劉 植	〇	—	—	?	—	—	—	—	—	—	吳興14
		93	鄭仁表	〇	河南	鄭州?	◎	蔡陽	太・廣・北・S	▲咸通9	176	182	—	羅編河南
		94	杜晦群	?	關内	京兆萬年	◎	京兆	太・廣・S	▲大和6	—	—	72上	語林7
		95	羅 隱	?	江南	杭州錢塘	×	—	—	群	181	—	—	吳越1
高 駟	878-879	96	顧 裴	〇	江南	池州	×	—	—	▲咸通15	—	—	—	嘉定鎮江15・語林7
		97	呂用之	〇	江南	饒州鄞縣	×	—	—	群	224下	—	—	廣記290
不 詳		98	李 陽	〇	—	—	?	—	—	—	—	—	—	廣記222
		99	王 詰	〇	都園	長安?	◎	太原	太・廣・S	?	—	—	—	千唐1066
		100	杜善權	?	關内	京兆長安?	◎	京兆	太・廣・S	▲—	177	96	72上	—
		101	姚 遵	〇	—	—	×	(陝郡)	—	?	—	—	74下	—
		102	李 一	〇	—	—	?	—	—	?	—	—	—	持150
		103	李 一	〇	—	—	?	—	—	?	—	—	—	持799
		104	周 一	〇	—	—	?	—	—	?	—	—	—	嘉定鎮江15
		105	張 一	〇	—	—	?	—	—	?	—	—	—	嘉定鎮江15

備 考

i) 出身地域欄：記載された地名は郡望の可能性もある。郡望と現實の出身地が違ふ場合、概ね出身地を採った。

ii) 出自欄：ア) ◎＝「門閥」 ○＝「郡姓」 ×＝「庶姓」 ?＝不明を示す。

iii) 仕官手段・登科状況欄：太＝「太平實事記」 廣＝「廣韻」 北＝北京大學藏敦煌文獻一位字79號 S＝スタイン文書・S.2052

登科状況欄：ア) 科舉出身者は ▲＝進士登第 △＝明經登第 ▼＝制科登第 ▽＝諸科登第 により示した。

(登科年度は徐松『登科記考』・羅繼祖『登科記考補』に従い、また墓誌の記載も採った。－は登科年度不明)

イ) 盛＝門庭入仕 盛?＝本人の仕官手段の記載なく、かつ父・祖が五品以上または曾祖父が三品以上の官階を有する者

群＝群召 軍＝軍職入仕 ?＝不明

iv) 史料出典欄：舊＝『舊唐書』(舊傳＝同列傳) 新＝『新唐書』(新傳＝同列傳、新表＝同宗室・宰相世系表)

通＝『資治通鑑』 異端＝『異端備史』 元龜＝『冊府元龜』 廣記＝『太平廣記』 英＝『文苑英華』

文＝『全唐文』 詩＝『全唐詩』 粹＝『唐文粹』 顔集＝『顔魯公集』 岑集＝『岑參集校注』 毘陵＝『毘陵集』

權集＝『權輿之文集』 元寶＝『李元寶文集』 李文＝『李文公集』 韓集＝『韓昌黎集』 柳集＝『柳河東集』

白集＝『白氏長慶集』 劉集＝『劉賓客集』 樊川＝『樊川文集』 司空＝『司空表聖文集』 中乙＝『中乙集』

因結＝『因結錄』 金華＝『金華子』 玉泉＝『玉泉子』 東觀＝『東觀漢記』 西陽＝『西陽雜俎』

語林＝『唐語林』 唐言＝『唐言』 南部＝『南部新書』 記事＝『唐詩記事』 才校＝『唐才子傳校箋』

姓四校＝『元和姓纂四校記』 名畫＝『歷代名畫記』

嘉定鎮江＝『嘉定鎮江志』 吳興＝『嘉泰吳興志』 赤城＝『嘉定赤城志』 羣編＝『金石羣編』 金鑑＝『金石錄』

寶刻＝『寶刻叢編』 吳興金石＝『吳興金石』 千唐＝『千唐詩齋藏記』 羅編○○＝『隋唐五代墓誌匯編』 ○○卷

また「出自」については、Denis Twitchett・吉岡真兩氏によって提示された、「門閥 national aristocracy」「郡姓 provincial aristocracy」「庶姓」の區分を採用してゐる。⁽³⁹⁾

◎「門閥」とは、八世紀の柳芳「氏族論」(『新唐書』一九九)に擧げる約三〇の大姓貴族を呼稱する。具體的には以下の各氏である。〔※括弧内は『新唐書』宰相世系表、『元和姓纂』による郡望を示す。〕

【關中系】韋(京兆)・裴(河東)・柳(河東)・薛(河東)・楊(弘農)・杜(京兆・襄陽)・元(河南)・長孫(河南)・宇文(河南)・陸(河南)・源(河南)・竇(河南・扶風)・李(隴西・宗室)。

【山東系】王(太原)・崔(博陵・清河)・盧(范陽)・李(趙郡)・鄭(滎陽)。

【江左系】王(琅邪)・謝(陳郡)・袁(陳郡)・蕭(蘭陵)・朱(吳郡)・張(吳郡)・顧(吳郡)・陸(吳郡)

○「郡姓」とは、地方レベルで家の名望が認識されていた、ほぼ中小貴族と見なされる層である。魏晉南北朝以來の「士・庶」區別の上からは「士」と認定されるものであり、遅くも南北朝末期には官界に進出していたという意味で、「新興層」ではない。唐代の各種郡望表・郡望記事類(①『太平寰宇記』の姓望記事、②『廣韻』の姓望記事、③北京圖書館藏・敦煌文獻「位字七九號」、④大英圖書館藏・スタイン敦煌文書S.295)⁽⁴⁰⁾は、こうした「郡姓」層の範圍をほぼ反映したものと考えられる。「門閥」以外で、各人の姓と出身地がかかる郡望表類に照らして一致する者を「郡姓」とした⁽⁴¹⁾。

×「庶姓」とは、各人の出身地が郡望表類に一致しない者を指す。所謂「新興層」と重なりあう部分と考えられる。次に「出身」、すなわち任官経途については、特に科擧登第について、徐松『登科記考』及び羅繼祖「登科記考補」⁽⁴²⁾によって登科〔進士▲・明經△・諸科▽・制科▼〕の有無を徴した他、墓誌に登科の記載があるものはそれも採用した。

こうした作業の結果、淮南でのべ一三一名、浙西で同一〇五名の幕職就任者を閲し得た。もとより一世紀以上にわたる期間としては數量不足の感を否めないが、それでも相對的な大勢を窺うには足る數ではないかと思われる。今、このデー

タに基づいて、淮南・浙西兩藩における幕職官の「出自」「出身」を整理すると、次の表2表3のようになる。

この表から窺う限り、一見してまず明らかなのは「門閥」層の壓倒的優越（淮南で全體の42%・浙西で40%を占める）であり、同じく科擧（特に進士）出身者の卓越であろう（淮南で47%〔進士41%〕、浙西で51%〔進士45%〕）。加えるに「郡姓」が淮南で21%、浙西で27%となっており、兩藩とも貴族層だけで全體のほぼ三分の二を占める計算となる。出自不明の20%ほどを考慮するにせよ、「庶姓」層の淮南14%・浙西11%という數値は、幕職官が在地「新興層」の官界躍進の階梯となつたととは單純に認め難いことを示している。次の表4は兩藩において江淮出身者の占める比率を示したものであるが、總數としても淮南・浙西ともに14%と、その比率は低い上、「庶姓」層における江淮出身者は淮南で一八人中六人、浙西で一二人中六人とどまつている。

無論こうした結果については、殘存史料の偏りの問題を考慮しなくてはならない。例えば、墓誌類にしてもその壓倒的多數は貴族層の所爲に出るものであり、一介の「新興層」出身者が何らかの文字史料に記録となつて殘る確率はなるほど低いものであつたに違いない。しかし、ここで考えてみたいのは、唐後半期において官途への登龍門となつた科擧（進士科）が、詩賦という貴族的教養が考試の主たる内容となり、宋代以降と違つて試験官への事前運動（行卷）⁽⁴³⁾など様々な「關節」||コネクション⁽⁴⁴⁾が公然と或は隱微に作動したこともあつて、結局貴族層の自家藥籠中のものとされてしまつた事實である。「新しい官僚層を生みだすよりは、衰退におもむかんとする舊貴族層の補強工作であるかのごとき様相を呈した」とまで評される唐代科擧の狭き門の前に、「孤寒」の士はしばしば涙を吞む他なかつたのである。とすれば、前節で見た如く科擧（進士）登第の延長線上に位置する昇達コースとなつていた幕職官に、在地「新興層」がいれば横合いから參入することは、果たして容易であつただろうか。次の表5は、中唐期（七五五〜八二六）における、かかる昇達コースの歸結先ともいふべき中央樞要官職（宰相・吏部尚書・吏部侍郎・戸部侍郎||財務領使・禮部侍郎・左右丞・中書舍人・給事中・翰林學士）について、かつて筆者が行つた人的構成の分析を表示したものである。⁽⁴⁶⁾その特徴は、「門閥」層の驚くべき勢力回復の様

表2 淮南藩鎮(756~879)の幕職官出自

	門 閥	郡 姓	庶 姓	不 明	計	【 % 】
門 蔭	18	7	2	0	27	【21 %】
科擧[進士]	28[24]	18[16]	9[9]	6[6]	61[54]	【47 % [41 %]】
その他	2	0	4	1	7	【 5 %】
不 明	7	3	2	23	35	【27 %】
計	55	28	18	30	131	
【 % 】	【42 %】	【21 %】	【14 %】	【23 %】		

表3 浙西藩鎮(756~879)の幕職官出自

	門 閥	郡 姓	庶 姓	不 明	計	【 % 】
門 蔭	12	1	4	0	17	【16 %】
科擧[進士]	26[21]	22[20]	4[4]	2[2]	54[47]	【51 % [45 %]】
その他	2	2	2	1	7	【 7 %】
不 明	2	3	2	20	27	【26 %】
計	42	28	12	23	105	
【 % 】	【40 %】	【27 %】	【11 %】	【22 %】		

表4 淮南・浙西藩鎮の幕職官における江淮出身者(含・江左系郡望)

	門 閥	郡 姓	庶 姓	不 明	計	【 % 】
淮 南 (江淮出身者／總數)	7 / 55	4 / 28	6 / 18	1 / 30	18 / 131	【14 %】
浙 西 (" / ")	4 / 44	5 / 26	6 / 12	0 / 23	15 / 105	【14 %】

表5 中唐期(755~826)における中央樞要官職の人的構成

	門 閥	郡 姓	庶 姓	不 明	科擧出身
肅~順宗朝	46 % 【41 %】	22 % 【22 %】	28 % 【36 %】	3 % 【 1 %】	49 %
憲~敬宗朝	59 % 【60 %】	23 % 【23 %】	16 % 【15 %】	2 % 【 2 %】	82 %

※渡邊註(40)論文による。【 】内は科擧出身者を100としたときの割合(例えば、肅~順宗朝の「門閥」の【41%】は、同時期の中央樞要官職就任者で科擧出身者のうち、41%が「門閥」の出自であることを示す。

※中央樞要官職は、宰相(同平章事)・吏部尚書・吏部侍郎・戸部侍郎(財務領使)・禮部侍郎・左右丞・中書舍人・給事中・翰林學士を指す。

相であり、科擧出身者の比率の急速なる上昇である。このことは安史の亂後の科擧が完全に「門閥」貴族層によって自家薬籠中のものとされ、まさしく彼らが「新興層」を押しのけて勢力を回復する足場となっていたことを示している。かかる中唐期における中央樞要官職の「門閥」「郡姓」「庶姓」の構成比率は、淮南・浙西における幕職官におけるそれと驚くほどよく似かよっている。科擧出身者の比率の高さもまた然りである。これらのことを重ね合わせてみると、前掲の淮南・浙西藩鎮における幕職官の人的構成の分析結果は、やはり大勢のありようを反映したものと見て差し支えないのではないだろうか。

ここで兩鎮における「門閥」層以外の江淮出身者について、その家世の状況が判明する者を何人か取り上げ、その相貌を調べてみたい。まず、李德裕が孤寒俊英の士を奨拔した例としてしばしば挙げられる劉三復⁽⁴⁷⁾（前掲一覽表Ⅱ淮南№80、浙西№6470）から。三復は潤州句容の人、長慶中、浙西在任中の李德裕に「業とする所の文を以て郡に詣りて干謁し」て辟召されて以來、德裕の故吏として形影相伴したと伝えられる（『舊唐書』一七七『新唐書』一八三 劉鄭傳）。しかし、辟召當時の劉三復は潤州金壇尉の任にあったとする史料があり、これに先立つ元和の末年に、滁州軍事判官・前太常寺奉禮郎であったことを伝える史料もある⁽⁴⁹⁾。在地の布衣の士が白身を以て辟召された譯ではないのである。また三復が「少くして孤貧」にして、廢疾にあった母に孝養を盡くしたと伝えられ（舊傳）、潤州丹陵郡の郡姓に劉氏が挙げられること（『廣韻』）からして、三復は在地の新興層の出というよりは、零落した地方貴族（士族）の出であったと認むべきように思われる。

次に、羅讓（淮南№61）は越州會稽の人であるが、父珣は京兆尹にまで登っている。讓は進士・宏辭・制科に連捷して咸陽の尉となったが、前述の如く、父の喪に際して出仕せざること十餘年、節帥李鄴に懇望されてようやく出廬した（『舊唐書』一八八『新唐書』一九七 同傳）。羅氏は庶姓の出と見られるが、やはり布衣の士が一朝一夕に辟召された譯ではない。同じく江南の庶姓の出と見られる吳丹（浙西№55）は進士出身、父詮は太子宮門郎、祖庶は睦州司馬、曾祖覽は太子通事舍人であったといい（『白氏長慶集』六九「故饒州刺史吳府君神道碑銘并序」、晚唐の詩人羅隱（淮南№111）は杭州新城の人

であるが、祖知微は福州福唐令、父修古は開元禮舉に擧げられたという（『唐才子傳校箋』九）。

このように、さなきだに多くはない江淮の非「門閥」出身の幕職官のうち、在地の新興層が藩鎮權力機構の中樞に一躍進出して行った如き痕跡を示す事例は殆んど檢證し得ず、かえってかかる非「門閥」出身者にしても、文學や禮教といった唐朝官僚制支配を支えるオーソドックスな文化的價值を體現していたが故に辟召されたという様相が見てとれる。但し淮南・浙西においても、黃巢の亂の猛威の前に長安が失陥した廣明・中和の前後、すなわちかの藩帥高駢の頃になると、「池州饒贛之子」とされる顧雲⁽⁵⁰⁾（浙西№96）、「鄱陽の人。世々商僧と爲る」とされる呂用之⁽⁵¹⁾（同№97）など、明らかに新興層と目される人物が幕職官に就く例が認められる。後者が率いる「妖人」グループは、やがて轉從先の淮南でその藩政を壟斷するに至り、遂には高駢を悲慘な最期に追い込んだことはあまりに有名であるが、近年山根直生氏は、かかる「妖人」グループに下層商人など流通經濟末端との接點を見、唐朝政權の崩壞という局面の中で自立を模索する高駢の、淮南軍事・財政機構再編の試みの中で一躍登用されるに至ったことを述べている。⁽⁵²⁾とまれ、かかる「新興層」の藩鎮權力機構における擡頭と飛躍には、彼らの政治的上昇を阻んできた「システム」の崩壞が必要だったのではあるまいか。すなわち幕職官を昇達コースの一環として位置づけて來た官僚制秩序の、唐朝朝廷を中心とする政治Ⅱ文化的正統性そのものの崩壞である。

III 辟召におけるキャリアと「關節」

藩鎮幕職官が唐後半期の官界における昇達コースだったとすると、果たしてどのような人物が辟召の対象とされたのであろうか、本節ではあらためてこの點について考究してみたい。

まず、幕職に辟召出来る者は原則として「有出身者」とされていたこともあり、⁽⁵³⁾進士登第を以て出身を得た者が、前途有望な才俊として目星をつけられる例が極めて多かったようである。『唐會要』七六 貢舉中・進士、大中二年（八四八）

正月の中書門下奏に、

貞元元年従り太和九年秋冬前は、皆な是れ及第すれば便ち諸侯の府に従ひ、試官を奏されて従事に充てらる。

とあるのを見れば、中唐期においては進士及第から幕職に辟召されるのがまさに標準コースであったことが分かる。ここ

に「太和九年（八三五）秋冬前」というのは、宋本『冊府元龜』六三二 銓選部・條制四、會昌二年四月の制に、

大和九年十二月十八日の敕に准るに、進士初めて合格すれば、並びに諸州府の參軍及び緊縣の尉を授けしめ、未だ兩考を経ざれば、職を奏するを許さず。……近者、諸州の長吏、漸く遵承せず、縣官に注すると雖も、多く使職に廢ぐ。

と見える敕文を指すものと考えられるが、見ての通り、進士及第後はまず地方官に任じ、兩考を経てはじめて藩鎮や財務諸使下の「職」に辟することを定めたものが、一向に規定が遵守されなかったことを示している。

次兄、顓と曰ふ。前進士、未だ諸侯の命に及ばずして、疾を以て招國の私第に歿す。

（『洛陽新獲墓誌』⁽⁵⁵⁾ 一一一「唐故范陽盧氏榮陽鄭夫人墓誌銘」大中十二年（八五八）

とある墓誌の記載も、進士登第後は「諸侯の命」に従うのがほぼ既定のコースだったことを巧まずして示しているようにし、胡三省が稱揚する『通鑑』二五三 廣明元年十月條の、

羣盜澧州を陥れ、刺史李詢・判官皇甫鎮を殺す。鎮、進士に擧げられること二十三上にして中第せず。詢、之を辟す。賊至りて城陷る。鎮、走げて人に問ひて曰く「使君免れし乎」と。曰く「賊之を執らへり」と。鎮曰く「吾れ知を受くること此くの若ければ、去りて之を將何せん」と。遂に還りて賊に詣り、竟に與に死を同じうす。

と見えるエピソードも、進士出身でもない者を辟召することが破格の厚遇であったればこそ、死を賭して恩義に報いんとする皇甫鎮の心事を理解することが出来るのではあるまいか。一方、これとは對照的に、

張不疑、進士擢第、宏詞登科すれば、當年四府交ごも辟す。江西李中丞凝、東川李相回、淮南李相紳、興元歸僕射

融、皆な當時の盛府たり。

〔『唐語林』四 企羨〕

の如く、進士登第・博學宏詞科（吏部科目選）連捷の偶才ともなれば、名だたる諸藩から引く手あまたということになるのであった。

また、進士出身者は幕職就任後の檢校・兼・試官の奏請についても優遇されていた如くである。『唐會要』七九 諸使雜錄下、大和三年十二月の中書門下の奏によれば、幕職官の檢校・兼・試官奏請については官資相當かつ正員官の歷任六考以上を必要とし、特に憲官については監察御史・侍御史は歷任九考以上、殿中侍御史以上はさらに三考⁵⁶づつを必要とするという同年五月八日敕の規定につき、「京官六品以上の清資官并びに兩府判官、及び進士出身・平判人等・諸色登科もて授官の人は、此の限りに在ら」ざることが裁可されている。進士出身者や「諸色登科」（登科⇨授官を原則とする吏部科目選乃至制科合格者を指すであろう）は、藩鎮幕職官勤務⇨官資上昇というコースにおいても、そのエリートたるのキャリアが生かされるよう配慮されていたのである。すなわち、官資としての評價や冬薦制度などにより、檢校・兼・試官が中央朝廷と密接・巧妙にリンクされて運用されていたのと同様、科擧や吏部科目選といった制度もまた、藩鎮辟召制と有機的な關連をもち、いわば藩鎮辟召制の運用の中に血肉化されていたのである。

次に、辟召はパーソナルな關係であるから、無論孤寒の俊英を獎拔するような例もあり得たであろう。しかし現實には、そこに何らかの緣故「關節」が作動する場合も多かったであろうことは想像に難くない。今、諸史料からそうした例を管見のままに挙げると、次の表6の如くなる。

このように、辟召の現場においては「從高祖兄」や「再從昆仲」といった範圍にまで及ぶ「同宗」や「姻族」、「父時の故人」、座主―門生關係など、様々な緣故「關節」が極めて強力に作用したと考えられるのである。また、姚曠が女婿の趙憬のために舊知の湖南觀察使獨狐問俗に請託して「湖南判官を得」た（『太平廣記』一五二「趙璟盧邁」。出『嘉話錄』という例や、竇詭が權臣韓滉の子婿という威光の故に藩府の辟召を得たという例（『舊唐書』一八三 同傳）からすると、血緣姻戚と

表6 辟召における縁故の事例

縁故	被辟召者	府主（藩鎮）	府主との関係	史料出典
血縁・姻戚	盧 璠	裴 佖（黔中）	表兄	匯編（洛陽13）43頁
	馬 縫	呂元膺（鄂岳）	妹婿	唐會要 78
	王 坤	王 宰（河東）	從弟	八瓊室金石補正 74
	盧 就	盧弘宣（東川）	從高祖兄※	千唐 1118
	張 觀	張 沼（黔中）	宗人	千唐 1161
	賈 餗	賈 耽（義成）	宗黨	杜陽雜編
	孫景裕	韋正貫（嶺南）	外戚	千唐 1178
	崔茂藻	崔彦昭（河東）	「再從昆仲」	千唐 1194
官界での交往	韓 綬	李 璲（天德）	外族※	千唐 1202
	杜 佑	韋元甫（浙西）	故人の子	舊唐書 147
	竇 羣	于 頔（山南東道）	故人	冊府元龜 729
	李 藩	杜 亞（東都）	故人の子	舊唐書 148
	路 巖	「父時の故人の方鎮に在る者、交々之を辟す」		新唐書 184
	杜元穎	趙宗儒（山南西道）	門生（宏詞科）	因話錄 2
	李 晝	鄭 涯（山南西道）	座主の孫	匯編（北京遼寧2）112頁

- 備考 i) 府主との関係は府主から見たもの。ただし※は被辟召者から見たもの。
ii) 崔茂藻のみは州縣官（太原府交城縣尉）への辟召例。

有舊知己という二つの要素が複合して、縁故「關節」の輪がより大きな範圍へと浸潤して行くこともままあったに違いない。とすれば、いかなる階層が辟召に有利であったかは、自ずから明らかであろう。それはすなわち、鬱然たる「同宗」の枝葉を繁らせ、父祖代々の交往や婚姻關係を通じ、官人社會の節々に種々のコネクションを保持している貴族層——それも官界に大きな勢力を展張する「門閥」貴族——に他ならない。實際、前田愛子氏は、兩唐書列傳などから収集した唐後半期の辟召事例において、山東「門閥」五姓（博陵・清河崔氏、范陽盧氏、趙郡李氏、瑩陽鄭氏、太原王氏）相互の辟召が多數を占め、しかも五姓の進士出身者が五姓に辟召される度合いが高いことを示している。⁽⁵⁷⁾畢竟、幕職官辟召制度は、かかる貴族社會的ネットワークの上に、いわば辛便に絡め取られるような形で運用されていたのではなかったろうか。

こうした縁故「關節」によるネットワークは、隴西李氏出身の宰相李石が弟福を延英殿に薦め（『舊唐書』一七二 李石傳）、彭城劉氏出身の宰相劉瑒が「宗人な

るを以て」劉瞻を翰林學士に薦舉し（同一七七 劉瞻傳）、その劉瞻が高瑒とともに「故人の子を以て」劉鄴を薦めて翰林學士とし（同一七七 劉鄴傳）、河南寶氏出身の宰相寶參が寶申や寶榮など「諸寶」を延引し（同一三六 寶參傳）、范陽張氏出身の張中立なる者が「親外丈人」たる御史中丞韋蟾（京兆韋氏）によって「奏されて（御史）臺主簿と爲」り、（陶宗儀『古刻叢鈔』「唐故宣議郎侍御史內供奉知鹽鐵嘉興監事張府君墓誌銘并序」乾符六年（八七九）、弘農楊氏出身の宰相楊收が媒酌を務めた隴西の李邕なる者が京兆府參軍から翌年長安尉に改められ、同年夏には監察御史裏行を以て湖南團練判官に轉じ、翌年には祕書郎を敕拜する（『匯編（北京大學）』一五〇頁「李邕妻宇文氏墓誌」咸通八年（八六七））といった如く、中央官界においても威を振るっていたのである。『唐國史補』上は、安黃節度使伊愼は「毎に甲族を求めて以て嫁子せしめ」、河陽・昭義に帥となった李長榮は「時名を求めて以て嫁子せしめ」、「皆な自ら署して判官と爲」したというエピソードを傳える。これは女婿選びという特殊事情はあるものの、或はそれゆえに、往時の藩帥が人物評價において如何なる價值を最も重視したかを端的に示している（⁵⁹）。それは名流の「甲族」であり、進士や制科登第がまずは文名・才名の客觀的指標となつたであろう「時名」なのであつた。こうして見ると、さきに掲げた中唐期における中央樞要官職の人的構成の比率と、淮南・浙西における幕職官のそれが驚くほど似かよつた數値を示していることは、決して偶然ではないようである。すなわち、中央朝廷と密接な官制上の回路によってリンクされていた幕職官の出自・出身も、ほぼ中央の樞要官職の動向に沿うものだったのであり、このことは「科舉登第↓藩鎮幕職官勤務↓（官資上昇）↓入朝」という當時における昇達コースを最もよく自家藥籠中のものとしていたのは、他ならぬ「門閥」貴族層であつたことを物語っている。唐後半期における幕職官辟召制は、當時の科舉と同様、「新興層」の進出の階梯というより、むしろ「門閥」貴族層をこそ利するものであり、彼らの中唐以降における政治勢力回復を支える役割を果たしていたと考えられる。中晚唐期における藩鎮辟召制の最大の意義は、むしろこの點にあつたといえよう。

IV 藩鎮體制と在地「新興層」

以上に見た如く、藩鎮幕職官がエリート・コースの一環として中央朝廷の官制運営と密接に結びつけられ、むしろ「門閥」貴族層の政治勢力回復を支える機能を果たしていたとすれば、従来指摘されてきた「影占」をはじめとする在地「新興層」の藩鎮権力機構への食い込みは、どのような場において行われていたのだろうか。この点については別に詳考すべき問題であるが、目下の私見によるならば、かかる「新興層」の登用や「影占」は、軍職や州縣官、或は吏職的な下級幕職のレヴェルにおいて展開されたものと思われる。『文苑英華』四二九の「會昌五年正月三日南郊赦文」に、

江淮の客戶及び逖移して戸税を規避する等の人、比來兩税に係はると雖も並びに差役無し。或は本州の百姓の子弟、纔かに一官を霑し、官滿つるの後に及び、鄰州に移住して諸軍諸使の假職を兼ね、便ち衣冠の戸と稱し、廣く資産を置くも、輸税全く輕くして、便ち諸色の差役を免かる。……今從り已後、江淮の百姓、前進士及び登科名聞有る者に非ざれば、縦ひ官罷むるに因り、職もて別州に居るも、亦た稱するに衣冠と爲さしめず、其の差科色役は並びに當處の百姓と同じくす。

とある著名な記事において、鄰州の「諸軍諸使の假職を兼ね」て差役を忌避し、取り締まりの対象とされたのは「前進士及び登科名聞有る者に非ざ」る人士であり、すなわち進士・登科名聞の才彦が集う幕職官以外の者であったと考えられる。事實、上記赦文にはまた、

近日諸道の奏官、其の數至つて廣く、惟だに選部を侵す有るのみに非ずして、實に亦た頗る倖門を啓く。向後、淮南・兩浙・宣・鄂・荊・襄等の道は、並びに更に奏請有るを得ず。……應そ諸道の軍將、昨ごろ戦功を耐獎するに縁り、多く正秩を授くるも、今日已後、戦功に因るに非ざれば、正官を請ふを得ず。

とあり、ここで禁令が出された江南諸藩からの奏官濫請とは、「選部」すなわち吏部銓選の対象となる州縣官であり、

「戰功に因るに非ざ」る「軍將」についてなのであった。このうち州縣官については、桂管經略使韓欽（在任八三五～三七）のとき、「二豪家」が内官の春衣使への賄賂を用立てることによって「邑宰を求」めたという例（『舊唐書』一〇一 韓欽傳）や、河北・德州出身の何載なる者が同地を管轄する「横海郡節度使程公（程日華？）に獻策して景州參軍を奏授され、のち景城縣尉→行樂陵縣丞→攝樂陵縣令→節度要籍・權知市事と轉遷しているような例を見出すことが出来る（『匯編（山西）』一四八頁「何載墓誌」元和四年＝八〇九）。同誌によれば、何載の望を廬江郡と傳えるが、「子孫分散して今德州安德縣何氏有り」と記され、德州との州境に近い景州臨津縣・崇孝郷に葬られているから、ほぼ在地の出身者と認めてよからう。⁽⁶⁰⁾なお何載の終任となった節度要籍は後述の如く下級幕職官の範疇に入るものであり、「權知市事」という兼職から、その職務の卑俗なることが窺い知れる。次に「軍將」については、

（鄭）薰、丙子の歲「大中十年」を以て河南尹自り恩を蒙りて宣歙觀察使を擢受さる。……押衙李惟眞なる者有り、家道巨富にして、久しく横害を爲し、店を置きて利を收め、平人を組織す。……其の子自ら姦穢狼籍に長じ、都押衙崔敬能、頻りに來りて相ひ見え、科懲を懇請す。……討擊使餘雄、石斗門を置きて一百三十戸の水利を絶却し、自らは此の水を取りて獨り己が田のみに澆ぐ。

（『全唐文』七九〇 鄭薰「祭梓華府君神文」）

とある押衙李惟眞・討擊使余雄の輩こそ、まさしく『唐大詔令集』七二「乾符二年南郊赦」が「江南の富人、多く一武官もて一戸を庇せしめ、貧者をして轉た更に流亡せしむるを致す」といい、鄭吉の「楚州修城南門記」（『全唐文』七六三）が「公財を掌して市に坐し、軍籍を占めて其の家計を蔽ふ」というような存在であったろう。そして、これらに加えて在地新興層の進出の對象となったのが、吏職的な下級幕職官であったと考えられる。例えば、『匯編（山西）』一七二頁「申屠君及妻賀氏合耐墓誌」乾符六年（八七九）に、

府君、諱は成。金城の人なり。……今、子孫の居を潞城に卜するに因りて、乃ち潞人と爲れり。……祖、諱は軫。節度表狀孔目官・兼同節度副使・澤州長史・檢校太子賓客・上柱國・賜紫金魚袋。伯、諱は珪。節度要籍・登仕郎・試

右金吾衛長史、右もて節度逐要に補充さる。

とあり、在地潞州出身の申屠軫・珪が父子二代に亘り澤潞節度使下の「表狀孔目官」「節度要籍・右補充逐要」となっているような例が注目される。「表狀孔目官」とは文書行政に關わる事務に携わる孔目官であろうか。⁽⁶¹⁾また申屠軫は、父暉光（前誌では光）の墓誌『匯編（北京遼寧二）』四九頁「申屠暉光墓誌」元和十一年（八一六）の書者でもあり、その當時の肩書きは「昭義軍節度要籍・文林郎・試左武衛兵曹參軍・上柱國」であつたことからすると、節度要籍は孔目官の下位に位置する下級幕職であつたと考えられる。

次に『匯編（北京遼寧二）』一一四頁「李君墓誌」大中十年（八五六）の墓主李某は、振武軍節度使下において散驅使官（寶曆初年（八二五）↓正驅使官（大和中（八二七）三五）↓節度要籍（開成三年（八三八）↓節度隨軍（？）の如く轉遷している。「驅使官」はその名の如く様々な用務に差當される卑職と考えられるが、これに比べれば節度要籍は上位にあつたと見られる。建中の河朔三鎮の叛亂の折、冀王を稱した幽州節度使朱滔が「驅使・要籍官」を「承令」と改稱したことが見え（『新唐書』二二二 朱滔傳）、『房山石經題記匯編』（書目文獻出版社、一九八七）第二部分「大般若波羅密多經」一七五頁に「節度要籍・使宅判官 韓公明」の名が、⁽⁶²⁾『匯編（江蘇）』一三七頁「成君信墓誌」乾符五年（八七八）に平盧節度使下「節度要籍・支計斛斗司」の職名が見えるが、前者は節度要籍にして使宅（節度使官邸）の執事的任務に、後者は稅糧の出納の務に當たつていたものであろうか。また前掲の申屠珪の職任「逐要」は『京畿冢墓遺文』下「邢通及夫人龐氏合祔誌」中和三年（八八三）に、「皇、諱は義。……鎮府の駟要を授けらる。六司を糾轄して、威な軌則に規す」とある「駟（驅）要」と同じものと考えられる。要籍の上位にあつて、諸司鈐轄の任に當たることもある吏曹の要職であつた如くである。

ともあれ、かかる驅使官―要籍―逐要―孔目官という下級幕職の系列は、藩政の細々とした實務・現業に携わる事務職、すなわちありようとしては吏職に他ならず、いづれ朝官を目指す俊英が辟召され、「幕賓」「賓僚」として禮遇され

る上級幕職官とは明らかに一線を畫す、質的に異なる存在であったことが見て取れよう。『千唐』一一四一「唐故河南府河南縣令賜緋魚袋弘農楊公墓誌銘并序」大中十二年（八五八）に、

河南縣令を擢授さる。故事、□姓を以て軍に入りて便ち軍吏と爲る者有り。上官特に庇すれば、牧宰、之を追ふこと能はず。公、下車搜訪して悉く郷□□□□に補す。

なる記載が見える。肝腎な箇所が判讀不能であるが、「□姓」「郷□□□□」といった字から推せば、これは在地の豪民（「豪姓」？）が影占して「軍吏」となっていたのを排除して、かわりに郷村の諸色職掌人（里正・村正）などに充てたものと讀めるようである。⁽⁶³⁾而してここにいる「軍吏」とは、押衙や討撃使といった軍職の他、驅使官や要籍のような下級幕職官をも含めての稱謂なのではあるまいか。

さて、ここで注目されるのは、前掲「何載墓誌」の何載が、州參軍や縣令などの州縣官から節度要籍となり、『京畿冢墓遺文』中「大唐故同經略副使承務郎滄州魯城縣令劉公墓誌銘并序」貞元二十一年（八〇五）の墓主劉談が、驅使官↓滄州魯城縣丞↓孔目判官↓作坊將↓臨津縣丞↓魯城縣令↓同經略副使兼都知兵馬使押牙の如く歷任し、『古誌石華』一五「唐莫州唐興軍都虞候兼押衙試鴻臚卿鄭府君墓誌銘」貞元十九年（八〇三）の墓主で「孝廉に鄉舉され弱冠にして従事す」と稱される鄭玉が、「權充本州孔目判官」↓唐興軍左虞候↓「累有拜遷、……職竟都虞候」の如く轉遷していることであり、これは一般府州の——すなわち畿尉の如きエリート・ポストにあらざる——州縣官・下級幕職官・軍職の三者が互いに通底する存在であったことを示している。附言すれば、前掲の「李君墓誌」の墓主節度要籍李某の祖榮皓は「衙前兵馬使」、長子敬釗は「衙前子弟」、夫人劉氏の父倫は「節度衙前討擊副使」と記され、深州下博縣尉畢某の子岑は義武節度逐要であった（『匯編（洛陽一二）』三頁「畢氏妻趙氏墓誌」元和五年（八一〇））ように、この三者は父子・姻戚の關係においてもしっぱばあらわれる。これもまた、この三者が唐後半期の官僚機構のヒエラルヒーにおいて同一の層次に屬するものであったことを示している。⁽⁶⁴⁾また、この李某一族や前掲の申屠軫・珪父子がいずれも同一藩鎮下において下級幕職や軍職に就い

ていること、或は李某が三十一年の長きに亘って振武軍藩鎮内で下級幕職を轉遷している如く、前掲の劉談が「弱冠の歳……公門に従事」して驅使官を授けられてより五十四歳で没するまで、終始滄景橫海軍藩鎮内で州縣官・下級幕職・軍職を轉遷し、同様に何載が「強仕」すなわち四十にして景州參軍となつてより六十七歳で没するまでやはり橫海軍藩鎮内で州縣官・下級幕職を歷任していることからすれば、これらの職がいわば「土着的」性格を帶していたことを窺うことが出来る。それは、上級幕職官が多薦によつて朝官に榮轉したり、府主の轉任に「元從」して他藩に轉任したりと、⁽⁶⁵⁾ いわば「腰掛け」的に幕府に在職するのとは對照的でありようであつたといえる。

ここにおいて、唐後半期の藩鎮における幕職スタッフの全體像がようやく浮かび上がってきたようである。すなわちそれは、「幕賓」「賓僚」と稱される判官・掌書記・推官・支使・巡官の系列の上級幕職官と、繁細な日常事務を事とする孔目官・逐要・要籍・驅使官の系列の下級幕職官の二層構造をなしており、兩者の間には明らかな位相の差が存したと考えられる。前者は唐朝の中央官制と緊密にリンクされ、朝廷の清要官へとつながる昇達の一ステップをなしていたのに對し、後者は「ノン・キャリア」とも稱すべき下級職員にして土着的存在であり、一部の軍職や下層の州縣官とも通底する存在であつた。そして、いわゆる在地「新興層」の權力機構への參入は、唐後半期の段階においては専ら後者を舞臺として展開されていたと考えられるのである。

おわりに

博陵の崔威は「少くして林壑の志有り。……尤も篇詠に長じ、飲酒を好む。風月の毎に孤り靜かに吟嘯して時を移す。多く悽愴流涕、酩酊に至れば則ち已む」という人物であつたが、鄭餘慶・李夷簡らの名臣は「皆な幕中に辟して奉ずること師友の如」くであつたという（宋本『冊府元龜』七二九 幕府部・辟署四）。また牛僧孺に辟されて淮南揚州にあつた杜牧が「供職の外、唯だ宴遊を以て事と爲し」、放蕩の限りを盡くしてなお、その才を愛した僧孺の手厚い庇護の下に置かれて

いたことは知られた話柄に屬す(『太平廣記』二七三「杜牧」出「唐闕史」)。これらのエピソードが端的に示すのは、藩鎮の幕中において、或は藩鎮辟召制という政治的かつパーソナルな関係において、如何なる價值が尊重されたかということであろう。それは詩賦や四六文に表象される「文學」の才なのであり、或はこれに博く典故を踏まえる儒學を基幹とした教養・學識を加えてもよいが、いずれにせよ、すぐれて文化的價值なのであった。實際、様々な奏文・書狀の起草や、朝廷や他藩からの使節を迎えての詩の應酬など、藩鎮の日常において「文學」は少なからぬ意義を擔っていたのであり、これらに加えて、府中公私(66)の宴席における詩の唱和や、そこに結ばれる文人相互の交友が、藩鎮をして豊かな文學的生産の場となさしめていたことは、戴偉華氏が詳細に論じた通りである。

ここにおいて、當時の經濟的覇者として勃興しつつある「新興層」が、ただちに藩鎮辟召制を階梯として唐後半期の中
 央官界に勇躍進出を果たしたという理解は、聊か素朴に過ぎると言わねばならぬであろう。この點において、P||ブルデ
 ユーの再生産論(67)を唐後半期——或は帝政中國期(68)——の政治||社會構造の解明のための一つ作業假説として導入することに
 魅力を感じる。ブルデュー再生産論の根幹は、従来の「階級」概念の主軸をなす「經濟資本」のみならず、「文化資本」
 「社會關係資本」といった要素が、エリート階層の再生産に多大の(むしろ「經濟資本」以上の)役割を果たすというものである。兩京への集住の進行により在地的經濟的基盤からの遊離を強め、九品官人法の喪失により、その政治上の特權も
 既に自明のものではなくなった唐代の貴族にとって、「文學」や禮教という「文化資本」と、身分的內婚制の堅持(69)という
 「婚姻戰略」や代々の官界における交往によって培った「社會關係資本」こそが、自らを鎧うべき最後の牙城であった。
 しかし唐代、特に後半期の貴族層は、元來出自を問わず賢才を擧げることを目とした科擧を奇貨として、そこにおいて
 基準的價值とされた「文學」を、自らを他者と差別化(70)する表象として逆手に取り、官界における目ざましい勢力奪
 回を成就していった。そしてこれに追風を與えたものは、事前運動や請託が半ば公然と行われていた唐代科擧の特質であ
 り、ここにおいて貴族層の保持する「社會關係資本」は、その威力を存分に發揮したに違いない。まさしく礪波護氏の言

うように「(唐代の科擧は)新しい官僚を生みだすよりは、衰退におもむかんとする舊貴族層の補強工作であるかのごとき様相を呈した」のである。とすれば、藩鎮辟召制もまた、貴族層にとり、自らの政治的エリートとしての地位を再生産するシステムとして幸便に機能したのではないだろうか。藩鎮幕職官は、エリート・コースとしての官途の上からも、そこで重んじられた「文學」的價值の上からも、まさしく科擧の延長線上に位置づけられるものであり、その辟召の場においては、かかる「文化的資本」と並んで様々な緣故「關節」なる「社會關係資本」が強力に作用したことは既に見た通りである。

かくして唐後半期においては、科擧と藩鎮辟召制をいわば車の兩輪として、貴族層が官界中樞において霸權を回復するという、一種畸形的な狀況が現出した。唐末もすでに中和元年(八八二)、黃巢の亂が猖獗を極める中、宰相から河東節度使に出鎮した鄭從讜は、その幕僚として兵部員外郎・史館修撰劉崇龜、前司勳員外郎・史館修撰趙崇、長安令王調、前左拾遺李渥ら時の名士を辟して「開幕の盛、一時に冠たり。中朝の瞻望せる者、太原を目して小朝廷と爲す」と稱され(宋本『冊府元龜』七二九 幕府部・辟署四)、文德元年(八八八)、西川節度使韋昭度が行營招討使となり、⁽⁷¹⁾山南西道節度使楊守亮を副使、東川節度使顧彥朗を行軍司馬として、成都に據る陳敬瑄を討った際、なお「三府各々幟寮を署するに皆な是れ朝達の子弟」という有様であったという(『太平廣記』二六六「王先主遭輕薄」。出『北夢瑣言』)。これらのエピソードは、唐後半期の藩鎮辟召制を風靡していた「貴族主義」を度し難いまでに示しているが、しかしそれも、朝廷の正員官を求心力の核とする官僚制システムと、「文學」という價值基準に正統性の裏打ちを與えていた唐朝という存在があったればこそその話である。とすれば、唐朝朝廷とその官僚制機構の崩壊とともに、かかる「貴族主義」とその政治的霸權は、さながら貴族制社會の最後の殘照であるかのように、はかなく消え去る運命にあった。行營都指揮使に任じられた「賊王八」王建とその麾下のむくつけき風體を嗤ったという「朝達の子弟」なる幕僚は、既にしてアナクロニズムという他なかったのである。そのアナクロニズムは、やがて三川の覇者となった王建による彼らの塵殺という形で、容赦なく粉碎されることになる。

ろう。かくして唐極末～五代以降、かかる「朝達の子弟」なる「輕薄の幘寮」が完全に舞臺より退場してのち、眞に宋代士大夫階級の前身となるべき「新興層」の進出という、藩鎮辟召制の第二の幕が開くことになる。⁽⁷²⁾

註

- (1) 礪波護「中世貴族制の崩壊と辟召制―牛李の黨争を手がかりに―(一九六二)→同『唐代政治社會史研究』同朋舍、一九八六。引用は同書七三・七四頁。また同書所収の「唐末五代の變革と官僚制」(一九六四)→、愛宕元「唐代後半における社會變質の一考察」(『東方學報』(京都)』四二、一九七二)、
「唐代の郷貢進士と郷貢明經」(『東方學報』(京都)』四五、一九七三)も参照。
- (2) 例えば、藩鎮を地方行政再編の受け皿や、地方支配維持のための中央と地方を結ぶ結節點として積極的に利用する政策が進められていたことを論じた、鄭炳俊「唐後半期の地方行政體系について」(『東洋史研究』五一―三、一九九二)、
「唐代の觀察處置使について」(『史林』七七―五、一九九四)、また中砂明德「後期唐朝の江淮支配―元和時代の一側面―」(『東洋史研究』四七―一、一九八八)も参照。
- (3) 拙稿「中晚唐期における官人の幕職官入仕とその背景」(松本肇・川合康三編『中唐文學の視角』創文社、一九九八)。また松浦典弘「唐代後半期の人事における幕職官の位置」(『古代文化』五〇―一一、一九九八)も参照。
- (4) 封演「封氏聞見記」三 制科(王謙「唐語林」八)。「八儔」は「進士→校書郎→畿尉→監察御史→拾遺→員外郎→中書舍人→中書侍郎」、それに次ぐとされるのは「制科→正字→京尉(畿丞)→殿中侍御史→補闕→郎中→給事中→中書令」。
- (5)(6) 前註(3)拙稿・三五九頁参照。
- (7) 「循資格」については、鳥谷弘昭「裴光庭の『循資格』について」(『立正史學』四七、一九八〇)、槻木正「博學宏詞科・書判拔萃科の實施について―『循資格』を手懸りとして―」(『關西大學法學論集』三七―四、一九八七)など参照。
- (8) 礪波護「唐代使院の僚佐と辟召制」(一九七三→礪波前註(1)書)など参照。
- (9) 「唐會要」六二 御史臺下・雜錄に「貞元十二年十月、御史臺奏。伏準貞元二年班序敕、諸使下三院御史、有本官是常參官兼者、即入本官班。如內供奉・裏行、即入御史班。緣使下御史稍多、近例並不在內供奉班內。臣等參詳、伏請自今已後、請使下御史內供奉者、入門日、並依宣德殿前班位、次員外郎之後、在正臺監察御史之上、便爲常式、庶叶通規。敕旨、依奏」とあり、幕職官など使下の官が(入朝して)朝會に參する時は、まさしく正員の常參官乃至御史などに準ずる扱いを受けていたことを示す。
- (10) 天津古籍出版社、一九九一～九二。以下「匯編」と略稱。

- (11) 檢校・兼・試の臺省官の改轉は、「三週年」(『唐會要』七八 諸使雜錄上、貞元十六年十二月敕)、「三考」(同八一 考上、元和二年五月の中書門下の上言)、「三十箇月」(同七八 諸使雜錄上、元和七年七月敕)などと見える。
- (12) 『唐會要』七八 諸使雜錄上、貞元四年二月敕に「諸道幕府判官及諸軍將、比奏改官、例多超越」、宋本『冊府元龜』六三一 銓選部・條制三、大和元年九月に「貞元・元和間、使府奏職、至侍御史然後兼省官。……請自侍御史後、年月足後、更始與省官」という。
- (13) 清官については、『舊唐書』四二 職官志、『唐六典』二 吏部郎中條を参照。
- (14) ちなみに前掲「覽表所掲の淮南・浙西兩藩鎮の幕職官のうち、檢校・兼・試官が判明する者についてまとめると以下の如くである。校書郎8、著作郎1、監察御史14、殿中侍御史20、「侍御」(監察または殿中侍御史)10、侍御史15、御史中丞2、御史大夫1、尚書員外郎14、郎中8、大理評事17、大理司直3、太常奉禮郎1、太常協律郎4、太常博士1、太府卿1、殿中監1、國子助教1、太子司議郎1、府錄事參軍1、「衛佐」1、以上である。なお傍線は「清官」「清望官」(三品以上)、他に「八儁」劈頭の校書郎と大理評事(『唐語林』五「畿尉有六道」)にもエリート性が明らかに看取されよう。
- (15) 『通典』一五 選舉三、歷代制下、『唐會要』八二 冬 薦、前註(3)拙稿参照。
- (16) 藩帥にこのような薦擧の權を與えたのは、代・德兩朝における「姑息」政策が影響しているかも知れない。『太平廣記』一五一「李陵」(出『續定命錄』)は、河中節度使渾瑊に辟召された貞元二年の進士李陵が、自分の本意は藍田尉を得ることであり、「使銜に據らば合に畿尉を得るべし。考秩淺しと雖も、如し公の勳望崇重もて特に某が爲め奏請せば、必ず諸はん」と、規定を越えて畿尉を得るべく藩帥の表薦を求めたことを記す。
- (17) 『唐會要』七五 選部下・雜處置に「(貞元)九年十二月制。自今已後、應諸色使行軍司馬・判官・書記・參謀・支使・推官等使罷者、如是檢校・試五品已上、不合于吏部選集、並任准罷使郎官・御史例、冬季聞奏」とあり、宋本『冊府元龜』六三一 銓選部・條制三、元和二年五月の中書門下の奏に「其罷使郎官・御史、任依舊冬薦。其諸道應須薦送人等、自今已後、諸郎官・御史者、便及時限、同爲冬薦」とあって、元來「冬薦」が適用される者は原則「檢校・試五品已上」の官資を有する者であったが、六品以下でも「郎官・御史」を帶する者は、恐らく「罷使郎官」(臨時に郎官・御史の官銜を與えられて地方監察任務に出使した官人(「出使郎官・御史」の任務終了した者)に準ずる形で冬薦の対象とされたと考えられる。
- (18) 原文及び『舊唐書』一六三は「弘正」とするが、『新唐書』七三上・一七七などに見える「弘止」が正しいようである。『通鑑』二四〇 會昌六年八月條「考異」参照。
- (19) 「判官」は、掌書記や觀察支使などと並ぶ幕職官の職名の一つであると同時に、幕職官全般の汎稱としても用いられ

た。嚴耕望『唐代方鎮使府僚佐考』(『唐史研究叢考』香港・新亞研究所、一九六九)一八七頁以下參照。

- (20) 見任郎官・御史の辟召については、貞元二年(『唐會要』五四 中書省)以來、大和二年(同七九 諸使雜錄下)・開成二年(同前)と度重なる禁令が出されているが、こうした重申規定の存在自體、かえってかかる規定が遵守されていなかったことを物語る。

- (21) 『唐會要』七九 諸使雜錄下、開成三年四月の中書門下の奏など。

- (22) 『新唐書』四八 百官志は「朝會、則率其屬正百官之班序、遲明列於兩觀。監察御史二人押班、侍御史顧舉不如法者」というが、『唐國史補』下「御史臺故事」は「大朝會則監察押班、常參則殿中知班、入閣則侍御史監奏」と記す。

- (23) 前註(17)所掲史料に見るように、藩鎮幕職官には、彼らがいざしばそれに準ずるものとしての扱いを受けた「出使御史・郎官」のイメージが附帶されていた如くである。

- (24) 『舊唐書』一一二 李錡傳。

- (25) 『文苑英華』七九五 沈亞之「李紳傳」。

- (26) 元和初年に唐朝に拒命・討平された昭義節度使盧從史の掌書記であった孔戢についても「每秉筆至不軌之言、極諫以爲不可。從史怒。戢歲餘謝病歸洛陽」(『舊唐書』一五四 同傳)という記事を傳える。

- (27) 松井秀一「唐代後半期の江淮について——江賊及び康全泰・裘甫の叛亂を中心として——」(『史學雜誌』六六一—、一九五七)など。

- (28) (29) 『新唐書』は兵志もそうであるが、軍事制度の記述

(特に令外の制に関わる部分)については多くの誤謬を含む(唐長孺『唐書兵志箋正』參照)。嚴前註(19)論文も、折角各幕職の職掌を丹念に追求しながら、兩者を辨別せず、平面的な列挙に終わっている。なお『通典』三三 職官一四は、節度使の僚佐として副使・行軍司馬・判官2・掌書記・參謀1・2・隨軍4の11乃至12員のみを挙げ、流石にこの種の謬見には陥っていない。

- (30) 『唐會要』八一 考上、元和二年五月の中書門下の上言に「諸道及諸司副使・行軍司馬・判官・參謀・掌書記・支使・推官・巡官等、有敕充職掌、帶檢校五品官以上官及臺省官・三考與改轉」といひ、全く同じ幕職官の範圍を記す。なお表1に行軍司馬と參謀が見えないのは、これらの幕職が「冗長」として開成四年(八三九)六月に廢止されているからである(『唐會要』七九 諸使雜錄下)。

- (31) 例えは『通鑑』二二六 建中二年正月戊辰條に見える成德軍下の「孔目官胡震」を『舊唐書』一八七下 邵眞傳は「孔目吏胡震」とする。

- (32) 『文苑英華』八〇六 蔡詞立「虔州孔目院食堂記」咸通十三年(八七二)に「……所以因食而集、評議公事者也。繇是凡在厥位、得不遵禮法、舉職司、事有疑、獄有冤、化未洽、弊未去、有善未彰、有惡未除、皆得以議之、然後可以聞於太守矣」云々という。

- (33) 『唐會要』七九 諸使雜錄下、開成四年六月の中書門下の奏は「諸道節度使參佐、自副使至巡官、共七員」と記し、

『文苑英華』七八三 符載「劍南西川幕府諸公寫真讚并序」貞元四年（七八八）は、職事官（檢校・兼・試官）を帯びる幕僚11名を擧げ、『八瓊室金石補正』六八「諸葛武侯祠堂碑」碑陰記（元和四年＝八〇九）は、西川節度使下の幕僚として行軍司馬・營田副使・觀察判官・支度判官・節度掌書記・觀察支使・觀察推官・節度推官・節度巡官の9名が名を連ね、同「楊嗣復等祠祭題名并詩」開成二年（八三七）は、節度判官・觀察支使・節度掌書記・節度推官・節度參謀・攝按撫巡官の6名を記す。また『金石萃編』一〇七「使院新修石幢記」元和十二年（八一七）は、徐州武寧軍節度使下の幕僚として攝節度副使・行軍司馬・攝營田副使・節度判官・觀察判官・支度判官・營田判官2・節度參謀・節度掌書記2・觀察推官2・攝觀察推官・節度巡官・攝節度巡官・巡官・攝支度巡官・營田巡官・攝支度巡官の計18名を列記し、『八瓊室金石補正』六五「慶唐觀李寶真廟題記」長慶三年（八二三）は、晉慈等州都團練觀察使下の幕僚として觀察判官・觀察支使・觀察推官・攝團練判官・攝觀察推官・攝觀察巡官2の計7名を列記する。西川の場合はこれが幕僚官の全容でない可能性があるが、いずれも12名の舊定員の枠内である。武寧は8名の舊定員に對し10名の超過、晉慈は5名の舊定員に對し2名の超過である。特に武寧の場合、これが幕僚官の全容かつは最大限に膨張した状態を示すと思われるが、それでも十數名というレベルである。なお、開成二年題名時の西川節度使楊嗣復が入相後、藩鎮使府屬僚削減の建言を行っている（『新唐書』一七四 楊嗣復傳）ことは、礪波前註（8）

論文が指摘するように興味深い。

(34) 邠寧節度使高霞寓は「勳業を以て邊に臨むに、府幕を重からしめんと欲して」藍田尉であった俊才呂讓を掌書記に辟召しており（『匯編』洛陽一四）五四頁「呂讓墓誌」大中十年＝八五六）、「反側」諸藩においても、成德節度使王武俊が名士竇常を辟召しようとし（褚藏言「竇氏聯珠集」）、淮西節度使吳少陽が著名な文人吳武陵を辟召しようとした（『新唐書』二〇三 吳武陵傳）などの話が伝えられる。なお拙稿「榮陽鄭氏襄城公房一支と成德軍藩鎮—河朔三鎮の幕僚官をめぐる一考察—」（『吉田寅先生古稀記念 アジア史論集』東京法令、一九九七）参照。

(35) 「土豪」などと表現される該時期の「新興層」を單に「大土地所有者」というのではなく、表裏さまざまな流通經濟に積極的に關與した「複合的經營者階層」として把握するのが近年有力な見解である。大澤正昭「唐末・五代『土豪』論」（『上智史學』三七、一九九二）、「唐末・五代の在地有力者について」（『柳田節子先生古稀記念 中國の傳統社會と家族』汲古書院、一九九三）など参照。

(36) 「影占（影庇）」については、松井前註（27）論文、谷川道雄「唐代の藩鎮について—浙西の場合—」（『史林』三五—三、一九五二）など参照。

(37) 杜牧「樊川文集」一〇「淮南監軍使院廳壁記」に「來罷宰相、去登宰相」と言う。

(38) 戴偉華『唐方鎮文職僚佐考』（天津古籍出版社、一九九四）。同書は全土の藩鎮について、それぞれの幕僚官就任者

を各種史料からビック・アップしたもの。但し墓誌・石刻史料を中心になお補訂の餘地があるようである。

- (39) Twitchett, Denis "Chinese Social History from Seventh to Tenth Centuries", *Past and Present* 35, 1966. idem. "The Composition of the T'ang Ruling Class", in A. Wright & D. Twitchett (eds) *Perspectives on the T'ang*, Yale Univ. Press, 1973. 吉岡真「八世紀前半における唐朝官僚機構の人的構成」(『史學研究』一五三、一九八一)、「隋・唐前期における支配階層」(『史學研究』一五五、一九八二)。

- (40) これら郡望表類については、池田溫「唐代の郡望表(上)(下)」(『東洋學報』四二・三・四、一九五九・六〇)・仁井田陞「敦煌發見の天下姓望氏族譜」(一九五八)同「中國法制史研究 奴隸農奴法・家族村落法」東大出版會、一九六二)など参照。

- (41) 但し、前代以來はば「貴族」の家柄として社會的に認知されていたと見なし得る昌黎韓氏・遼東李氏(『新唐書』七三上・七二上)を「郡姓」に加える修正を行っている。昌黎韓氏は、二代續けて宰相を祖・父にもつ韓阜が順宗朝の王叔文一黨に對し「吾れ新貴に事ふる能はず」と放言したエピソード(『舊唐書』一二九)や潁川系韓氏出身の韓愈が昌黎韓氏を「冒稱」したこと(竹田龍兒「唐代士人の郡望について」『史學』二四四、一九五一など)を参照。遼東李氏は西魏八柱國の一員たる關隴系の高門である。

(42) 『東方學報(京都)』二二四、一九四三。

- (43) 唐代の行卷の習については程千帆『唐代進士行卷與文學』(上海古籍出版社、一九八〇。松岡榮志・町田隆吉譯『唐代的科擧と文學』凱風社、一九八六)参照。

- (44) 『唐摭言』六、開元中の太子校書郎王冷然の上書に「今之得擧者、不以親則以勢、不以賄則以交。……其不得擧者、無媒無黨、有行有才、處卑位之間、仄陋之下」という。「關節」は現代中國語にいう *guanjie* であるが、『唐國史補』下「敘進士科擧」に「造請權要、謂之關節」という。

- (45) 礪波護「貴族の時代から士大夫の時代へ」(一九六八)同「唐の行政機構と官僚」中公文庫、一九九八)五八頁。

- (46) 拙稿「中唐期における『門閥』貴族官僚の動向―中央樞要官の人的構成を中心に―」(『柳田節子先生古稀記念 中國の傳統社會と家族』汲古書院、一九九三)。

- (47) 湯承業『李德裕研究』(臺灣・學生書局、一九七四)、王炎平『牛李黨爭』(西北大學出版社、一九九六)など。

- (48) 『唐語林』三、賞譽。

- (49) 『千唐誌齋藏誌』(文物出版社、一九八四。以下『千唐』と略稱)。一〇二三「前河南府福昌縣丞隴西李君故夫人廣平劉氏墓誌銘并敘」(元和十三年一八一八)。撰者劉三復は墓主夫人の「從姪」と稱すが、とすれば唐初の宰相劉祥道・景先や中唐の宰相劉從一を輩出した廣平劉氏一族ということになる。

- (50) 計有功『唐詩紀事』六七。なお『唐語林』七 補遺も參照。

- (51) 『新唐書』二二四下 高駢傳。

(52) 山根直生「唐末における藩鎮體制の變容——淮南節度使を事例として——」(『史學研究』二二八、二〇〇〇)。

(53) 『唐會要』七九 諸使雜錄下、會昌五年六月の敕に「諸道所奏幕府及州縣官、近日多鄉貢進士奏請。此事已曾釐革、不合因循。且無出身何名入仕。自今以後、不得更許如此、仍永爲定例」とある。ここに見られる鄉貢進士或は鄉貢明經(『禮部試落第者』)の藩鎮への辟召は、愛宕前註(一)一九七三論文が強調する如く、確かに唐後半期における一つの新しい趨勢であるに違いない。そのことを決して否定するものではないが、しかし、これまで見てきた上級幕職官に限った場合、事態は果たしてどうだったであろうか。右の敕文には「幕府及び州縣官」とあるが、IV節で後述するように、在地「新興層」の進出の舞臺は、州縣官と下級幕職官であったと考えられるのである。例えば愛宕氏が鄉貢進士の藩鎮辟召の典型例として挙げられた魏邈の例(『金石續編』九「大唐故宣州司功參軍魏府君墓誌銘」元和十年)は河陽節度使下「懷州參軍」への辟召であり、李商隱「樊南文集補編」八「全唐文」七七八「爲滎陽公桂州署防禦等官牒」に見える鄉貢明經陶標は「要籍」という吏職的な下級幕職官(後述)への辟召であった。

(54) 淮南・浙西藩鎮の幕職官における進士出身者の比率の高さは前節で述べた通りであるが、王德權「中晚唐使府僚佐昇遷之研究」(『國立中正大學學報』五一、一九九四)は、出身途徑が判明する幕職官五九四名中、三〇九名が進士出身であることを指摘する。

(55) 李獻奇・郭引強編、文物出版社、一九九六。

(56) 「平判入等」は通常、吏部銓選の身・言・書・判の判において優秀な成績を収めたものと解される(市原亨吉「唐代の判」について『東方學報(京都)』三三、一九六三)。

(57) 前田愛子「中國の婚姻——唐代の通婚制限に関する律令をめぐって——」(『東アジア世界における日本古代史講座(一〇)』學生社、一九八四)。

(58) 寶申は「疏屬」と稱されるが、なお寶參の親信を蒙っている(同傳)。寶參をめぐっては、拙稿「唐の小説『上清傳』と德宗貞元年間における寶參・陸贄の抗争について」(『史峯』二、一九八九)参照。また『唐語林』七 補遺は「令狐綯以姓氏少、宗族歸投者、多慰薦之。綯是遠近趨走、至有胡氏添令者。進士溫庭筠戲爲詞曰、自從元老登庸後、天下諸胡悉帶令」というエピソードを伝える。當時において「同宗」なるコネクションの果たした役割を考える上で興味深い。

(59) 一方『唐語林』三 賞譽が傳える、河中節度使鄭光の掌書記田詢なる者が起草した上表文が宣宗の激賞する所となり、敕命により翰林學士に拔擢されようとしたが、「論ずる者にて進士に由らずと爲し、又た寒士なれば引援する無く、遂に止む」というエピソードは、まさしく進士というキャリアもなく、官界に何らの縁故關節もなかった「寒士」の悲運を示して餘りあろう。

(60) 載の曾祖家は汝州郟城令、祖遇は博州錄事參軍と傳えるが、父仙雲は「不仕」という。

(61) 『金石續編』一二に収める著名な「韋君靖建永昌寨記」乾

寧二年(八九五)の軍曹司孔目院の列に、「廳頭開拆書狀孔目官」「書狀孔目官」などの職名が見える。なお、申屠彰・珪父子や後掲の「李君墓誌」の李某が試左武衛兵曹參軍を授けられているように、こうした下級幕職官にも職事官が奏請されることも多かったと考えられる。但し、前述の如く、檢校・兼・試官の改轉規定の條文には下級幕職官の名はついぞ見えないように、これらの職事官は軍將に濫授されたそれと同様、ほぼ恩典・嘉賞としての意味を出るものではなかったと考えられる。

- (62) 韓公明の名が見えるのは大般若經、卷四七一の末尾で、「涿州刺史……史再新」による卷四七二の間に挟まれている。史再新は節度使元忠(在任八三四～四一)の一族と考えられ、張允伸の在任は八五〇年からなので、およそその年代は推測出来る。

- (63) 郷村の諸色職掌人については船越泰次「唐代均田制下における佐史・里正」『文化』三一―三、一九六八)など参照。なお當墓誌の墓主の名は、父祖や歷官、夫人の墓誌(『千唐』一〇七九)などにより「牢」であることが判明する。

- (64) 前述の「邢通及夫人龐氏合祔誌」の墓主通の次子忠汴は「北山場採斫務判官」、三子忠收は「左奉勝將押官」七城稅務公事」という。この忠汴は『雁編(河北)』一三九頁「邢汴及夫人周氏合葬墓誌」天祐十年(後梁・乾化三年―九一三)の墓主邢汴と考えられるが、同誌によれば、汴は「鎮府逐要兼山場務判官」↓「山場將」↓尋加「經略副使」↓「山

場務都知官」↓「深州饒陽鎮退兵馬使」↓加「衙前兵馬使」の如く昇遷している。また汴の次子震は「節度駐使官兼都鹽倉專知官」、三子輩は「使院駐使官知職員事」という。

- (65) 李德裕の三度の浙西在任の都度「皆な之に従ひ」、また「德裕に従ひて滑臺・西蜀・揚州を歴」した劉三復(『舊唐書』一七七 劉鄩傳)等々、その例は枚舉に暇がない。

- (66) 戴偉華『唐代幕府與文學』(現代出版社、一九九〇)、『唐代使府與文學研究』(廣西師範大學出版社、一九九七)。

- (67) ピエール・ブルデュー(石井洋二郎譯)『ディスタンクシオン(Ⅰ)(Ⅱ)』(藤原書店、一九九〇)。その「ハビトゥス」「ディスタンクシオン」「文化資本」などの概念については、石井洋二郎『差異と欲望』(藤原書店、一九九三)、宮島喬『文化的再生産の社會學』(藤原書店、一九九四)も参照。

- (68) ブルデュー再生産論の中國史への導入の試みは、明清史におけるB・エルマンの「再生産裝置としての明清期の科擧」「思想」八一〇、一九九二)をはじめ、「ネットワーク」をキイ概念として宋代の科擧―官僚制を俯瞰する平田茂樹氏の試み(『宋代の朋黨形成の契機について』『宋代社會のネットワーク』汲古書院、一九九八)や、漢魏交替期における「名士」層の存立基盤を文化的諸價値の専有に求める渡邊義浩氏の議論(『三國時代における「文學」の政治的宣揚』『東洋史研究』五四―三、一九九五)などにその影響を見ることが出来る。特に渡邊氏の議論からは、文化的諸價値の専有こそが「貴族」の社會的身分を本源的に規定して行くものである。

ったことが展望され、大變興味深い。

- (69) 唐後半期の貴族が身分的内婚制をなお強固に保持していたことは、愛宕元「唐代范陽盧氏研究」(『中國貴族制社會の研究』京大人文研、一九八七)など参照。

- (70) 『舊唐書』一九〇下 文苑傳下に立傳される劉蕡は、「博學にして善く文を屬し」、進士登第の後、大和二年(八二八)の制科において烈々たる宦官指彈の策文を提出して一朝を眩らしめた人物である。この劉蕡を「令狐楚の興元に在り、牛僧孺の襄陽に在るや、辟して從事と爲し、待すること師友の如くであつたという。前の崔威の場合もそうであるが、このように府主と幕僚の間にしばしば「師友」と稱されるような關係が成立し得たのは、畢竟、兩者の間に、ともに同じ文化的價值を體現し共有するというシンパシーが存していたからであらう。このような文化的指標(及びその歴史的凝縮としての身分的指標^{アイデンティティ}「貴族」)によって他者を^{ディステインクティヴ}差別化する認識乃至「空氣」が支配していた場としての藩鎮幕職官辟召制を考えてみたいのである。或はかく考えて初めて、何

故この時期に府主が幕職官を「幕賓」「賓僚」として禮遇を盡くすという一見アナクロニズムのようなことが起きたのかを、理解することが出来るのではないだろうか。

- (71) 『通鑑』二五七 文德元年十二月丁亥條。

- (72) その典型が、幽州節度使劉守光の曹官(參軍)から河東節度巡官として官界に歩を踏み出したかの馮道であり(『舊五代史』一二六『新五代史』五四 同傳)、同じく成德軍節度使下の幕職官から身を起こして行つた北宋の名臣韓琦の祖先であらう(琦の五代の祖韓父賓が節度判官・掌書記、その長子定辭が觀察判官、次子昌辭が眞定府鼓城令、昌辭の子璆が廣晉府永濟令、その子構が知康州、琦の父國華が宋初に進士合格と傳える。韓琦『安陽集』四六「重修五代祖塋域記」、『宋史』二七七 韓國華傳)。

- (補註) 拙稿「唐代藩鎮における下級幕職官について」(『中國史學』一一、二〇〇一、確定)。

government hierarchy was established following the Warring States period. The aim of the policy of recognizing merit 尚賢 was to establish a bureaucratic base for the newly rising forces as a counter weight to the power of the clans and to confirm the status of those forces. Official posts were prized as evidence of ability, which along with aristocratic ranks, came to be recognized as indicators of status. When it came to supposing how exalted one might be on the basis of one's office, the Ministers were placed at the top of the bureaucratic hierarchy.

Consistent with the flow of the times, Wei Ran 魏冉 built his monopoly of power as Xiang-bang in Qin. The cause of his rise was to be found in his maternal relations with the throne. Because Qin military supremacy was established during the regime of Wei Ran, diplomatic relations were of diminished importance and the functions of the Xiang-bang were transformed, becoming the base from which his exclusive authority was built up. Lü Bu-wei 呂不韋, who had no blood relation to the sovereign at all, was able to attain further authority by establishing a fictive relationship. The traditional importance placed on the influence on blood relations and noble status retained since the Spring and Autumn period is seen therein.

**A RE-EXAMINATION OF THE RECRUITING SYSTEM
IN PROVINCIAL COMMANDS IN THE LATE TANG:
FOCUSING ON THE COMPOSITION OF PERSONNEL
IN ANCILLARY POSTS IN HUAINAN 淮南 AND
ZHEXI 浙西**

WATANABE Takashi

The role of the recruiting system 辟召 in the provincial commands 藩鎮 during the Tang has heretofore been seen in terms of theories of Tang-Song transformation, emphasizing its function as providing a foothold on the bureaucratic ladder for the so-called class of newly risen regional gentry. In short, these theories generally judge the system's historical

significance as having an effect antithetical to the aristocratic system. However, successive revelations of records of tomb inscriptions made public in recent years have provided much new data concerning ancillary posts 幕職. And as a result, it has become clear that the ancillary posts in the provincial commands were intricately and intimately linked to the Tang central bureaucracy and that they functioned as a universal path of advancement in the bureaucracy, and even as a path that might hasten one advance into the elite.

Based on the above, and through an analysis of class background of the appointees to ancillary posts in the two provincial commands of the Jianghuai region, i. e., Huainan and Zhexi, the area of greatest economic expansion at the time (where it is thought the growth of the newly risen regional gentry was most conspicuous), this article aims to explore which class appeared on the new stage in the ancillary posts in the provincial commands and to reexamine the received wisdom regarding the recruitment system in the provincial commands.

The following points have been made clear by this analysis.

1) In both provincial commands, among those who could be identified as having been posted in ancillary offices, over 40 percent came from families that could be identified as menfa 門閥, families that had been of highest status since the period of Northern and Southern Dynasties. And if the jun xing 郡姓, the class of local nobility, is added, then the total of aristocratic origins rises to 60 percent.

2) The above situation concords perfectly with the situation marked by the conspicuous revival of the hegemony of the class of elite families in the central bureaucracy begun in mid-Tang and the privileged position of the nobility within the system of recruitment by examination.

3) The conventional understanding of the significance of the ancillary posts in provincial commands, that they were upper-ranking ancillary posts serving as a ladder for the advancement for the newly risen local gentry, should be revised. It seems that the posts which served as the stage on which this class was to make its advance were set on a lower plane; and that the posts were menial ones in regional government, military postings in the provincial commands, and functionary-level lower-ranking ancillary posts, which must be distinguished from the upper-ranking ancillary posts.